

令和2年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録				
招集年月日	令和2年3月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年3月10日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和2年3月10日 午後 6時20分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	3 番	馬 場 正 治		
地方自治法 第121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	政 策 推 進 課 長	成 田 光 寿
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	赤 坂 千 敏	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	西 館 道 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 坂 千 敏
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について)		
	2 諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	3 議案第1号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
	4 議案第2号	おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第3号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第4号	おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第9号	おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第10号	おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第5号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第6号	おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第7号	おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第8号	おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第11号	おいらせ町洋光台団地定住促進条例を廃止する条例について		
	14 議案第12号	町道の路線廃止について		
	15 議案第13号	町道の路線認定について		
	16 議案第14号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について		
	17 議案第15号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について		
	18 議案第16号	令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目				

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	1 番	佐々木 勝 議員
	2 番	澤 上 勝 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)
当局の説明	西館議長	なお、3番馬場正治議員は欠席であります。
	西館議長	日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	それでは、承認第1号についてご説明いたします。 議案書は1ページから4ページになります。 本件は、既定予算の総額に3,395万円を追加し、予算の総額を99億8,170万5,000円としたもので、去る2月5日付で専決処分を行ったものです。 歳入歳出の内容についてご説明いたします。

		<p>別冊の令和元年度一般会計補正予算(第4号)に関する説明書(令和2年2月5日専決)をご用意ください。こちらの4ページをお開きください。</p> <p>歳出の内容になります。</p> <p>降雪により除雪経費の不足が見込まれたため、今後の見込みを精査しまして、8款2項3目除雪対策費の13節除雪作業委託料3,360万円など計3,395万円を増額したものです。</p> <p>ページが戻ります。3ページをごらんください。</p> <p>こちらは歳入の内容ですが、19款2項1目財政調整基金繰入金は、財源として同額分を増額したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。一般会計補正予算(第4号)に関する説明書3ページから4ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番です。おはようございます。</p> <p>今、説明がありましたけれども、歳入で見ますと、財源として繰入金を充当しております。トータル的には4億2,895万1,000円となりますけれども、年度末で、そうすると財政調整基金の残高は幾らになるかお知らせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>ただいまのご質問にお答えします。</p> <p>財政調整基金の年度末残高の見込みということでご質問がありました。年度末残高につきましては、3月補正で6,000万円余りの繰り入れを戻すと、減額するという手続を経まして、現在のところ、年度末残高は12億5,000万円ほどと見ております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>専決処分をするにはそれなりに、緊急的にいとまがないというふうなことで専決処分されるわけですが、この財源充当を見ますと、基金を繰り入れをして専決しているわけですから、本来ですと除雪費なんていうのは経常的な部分で、ある程度予算措置をされているべきだと思うのですが、これは本当に当初からゼロで、こういうふうな3,300万円の対応をできなかったのか。年間で例えばこのぐらいの除雪費経費とかが計上されてあったと思うのですが、なぜこういうふうな形で処理、専決しなければならなかったのか、この点、もう1点お伺いをしたいと思います。</p> <p>それと、あと除雪する業者に対する、その保証的なものはあるのか、最低保証みたいな。それがあつたのか、これもあわせて、この2点お伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>1点目の当初の既設予算の状況についてお答えをいたします。 当初予算につきましては、除雪作業委託料として5,000万円、そのほかに旅費などの当初の経費を見込んでおりましたが、このたびの2月の降雪により予算不足が見込まれるということでありましたので、今後の見込みを精査して3,000万円余りの予算を追加すると、不足のないようにするといったようなこととございます。 以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>2点目の除雪業者に対する保証はあるのかというふうなことで、当初はご承知のとおり、余り雪が降らないというふうなことで、なかなか出勤回数も少ないということで、やはり業者の必要数を確保するというふうな部分で、最低保証という形の制度を導入しております。</p> <p>あとは、準備費というふうなことで準備に係る費用と、あとは除雪のリース、機械をリースした場合のリース料の経費というふうなことで、これらの必要経費の部分だけで除雪作業をしても、3,200万円ほどの経費が当初で発生するというふうなぐあ</p>

		<p>いになっています。</p> <p>そのために1回、全町の除雪をかけますと、おおむね1,000万円ぐらいが拋出されますので、今回その部分を見込んで3回分の除雪費用委託料を3,000万円ほど計上したというふうなことです。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。いいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上です。</p> <p>ちょっと確認というか、私も勉強不足ですから、専決処分できる最高限度額が5,000万円だったのか、ちょっとその辺ひとつ詳しく。</p> <p>それから、今地域整備課長が説明したとおり、雪が降って予算が不足するという、それはわかりますけれども、多分役場の支払いは未あたりに締めて1カ月ぐらいおくれてなり払うと思うのですけれども、今、きょう現在の中で補正できなかったのか。なぜ先に専決しなければならないのか、理解できる説明をお願いします。</p>
	<p>西舘議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>専決処分の要件についてご質問がありましたので、お答えをします。</p> <p>専決処分につきましては、地方自治法で専決処分をするための要件が定められております。</p> <p>1つには、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるといったようなことが定められております。今般の除雪経費の補正につきましては、2月の結構大きな降雪がありましたが、その除雪を依頼するに当たって、もう既に予算が底をついていると。予算が確保された上でないと業者に指示ができないという仕組みになっておりますので、後ではだめです。業者に依頼をする前提では、予算は確保されていなければならないといったようなことでしたので、2月5日付、そのあたり降雪があったものなのですけれども、その</p>

		<p>ときに予算を増額した上で業者に除雪の依頼を行っているといったようなことがあります。</p> <p>なお、専決処分の金額の縛りについてご質問がありましたが、専決処分については、金額について上限というものが設定されておりません。あくまでその議会を開くいとまがないということが明らかであるといったようなことが求められているということのみでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、2点目の質問にお答えします。</p> <p>1月末時点での除雪の状況を判断して2月の4日の時点で次の日以降に降雪が見込まれるというふうなことで、財政課のほうと協議したわけなのですが、1月末の時点では12月の下旬に部分的に北部地区のほうを4回ほど部分除雪をした程度で済みましてので、ほぼ最初のかかる経費プラス最低保証の分が1月末の部分で支出になっています。その段階で、トータルで既に5,000万円のうちの4,100万円ほどがもう支出になる見込みがありましたので、これが2月になると雪が降るというふうなことが例年ありますから、それを見越して3回ほど一斉除雪をしても間に合う程度の補正予算を要求したところであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>2番。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>今、担当課長のほうから説明がございました。ちょっと理解、私は民間の者ですから理解しにくいのですが、確かに予算措置をしていないと発注できない。じゃああらゆる、除雪以外でも、何物も全部そういうシステムで現実的にはなっているという理解でよろしいかと思えますけれども、それが1つと。</p> <p>あと、2月5日からきょうまで臨時議会を開けなかったという理由を納得できる説明をしていただければと思います。</p> <p>あと、もう一つは、年度末で基金残高12億5,000万円ということですから、私がきのう、いろいろな各方面調べた中では、総</p>

答弁	西舘議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>予算の10%、1割財政調整基金があればスムーズな運営ができるということですから、極力これ、10億円を切らないように今後とも努めていただければということです。</p> <p>以上。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>1つ目のご質問にお答えをいたします。</p> <p>予算が確保されていなければ、支出を伴う発注とかなんとかというのはできません。地方財政上、そのような仕組みになっております。あくまで予算が先にあって、その後、その枠の中で執行するというようになっております。</p> <p>それから、2つ目の議会を開くいとまがなかったのかということについてのご質問がございました。議会を開くに当たっては、その招集告示、それから議会の開会まで、一定程度の日にちが確保されなければなりません。このたびの除雪については、もうきょう降る、あした降る、そういったような段階で予算がないということでしたので、しかも天気予報の見込みを見ると、除雪に行くのはもう、除雪に出動しなければならないのはほぼ確実であろうといったようなことが見込まれたのが、もうほぼ前日だとか、そういった段階でございましたので、臨時議会を開く時間的いとまがないということで、当課としては専決処分がふさわしいというようなことを判断して、町長、副町長に決裁をもらって専決処分措置をいたしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西舘議長 2番 (澤上 勝君)	<p>2番。</p> <p>今、課長の説明は理解できるし、除雪は緊急を要するということですので、時間のいとまもないし、それから招集する期間があるということですから、全くそのとおり、それは理解します。</p> <p>でも、これから、金額的には幅がないということでもありますから、特に町長さんはいろいろな面でやはり、これは除雪とか緊急災害とかの場合は了解しますけれども、何というか、理解できない部分での専決処分というのはあってはならないと思うので、その辺については今後とも気をつけていただければと。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。答弁は要りません。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>檜山です。</p> <p>ちょっと先ほどからの質問等のあれから、お聞きしたいことがあるのですけれども、5,000万円の大体予算を組んでいたというふうなことなのですけれども、ことしは暖冬なわけですよ。それで、もう12月に1回出動しただけで、その予算を使い切るようなことというのは、ちょっと考えられないような気がするのですけれども、大体予算を立てるのに、何回ぐらい出動することを考えて、これは予算を組んでいるのでしょうか。</p> <p>また、ことしの出動回数、今現在までのそれでいいのですけれども、何回出動しているのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは1点目の予算を組む際に、何回程度を見込んで予算を組んでいるのかということで、当課としましては、先ほど申しましたように、最低限必要な当初の準備、作業とする費用等、あとは年間やはり3回程度は一斉除雪が出るのかなという見込みで、おおむね7,500万円前後の予算要求はしておりますけれども、やはり財政的な部分があって、当初では5,000万円程度、最低保証的な部分と準備費用の部分プラス1回出動分程度の5,000万円を当初の部分では予算化している状況であります。</p> <p>それで、これまでの出動の除雪の回数ですけれども、12月の7日から1月2日にかけて1回、部分的な除雪を、北部地区をこれはメインで4回ほどしております。その後、やはり暖冬で1月につきましては除雪は出なかったものですから、最低保証で済んだという状況になっています。</p> <p>2月に入りまして、先ほども言いましたように、4日、5日以降に降雪が見込まれるというふうなことで、予想どおり2月の5日から6日にかけて雪が降りましたので、これは全町的に一斉の除雪作業をしております。その後、また雪が北部地区を中心に2月の9日</p>

		<p>から10日にかけて降りましたので、これは北部のほうのみの一斉除雪と、大きな幹線にかかわる道路部分についての除雪をしているところでもあります。そのほか、部分的にやはり北部地区のほうで降雪が多いものですから、7日、11日、12日、13日というふうな形で、北部を中心に除雪作業をしております。</p> <p>12月1日から2月末までの除雪の回数は全体で10回ほど出ているということです。そのうち北部に関するのが8回というふうになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p>
質疑	<p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>ありがとうございます。聞いてみると、相当、10回以上も出ているような感じですがけれども、ただ、部分的なのが多かったということなようですけれども、ただ、どうしても苦情が結構あって、なぜ来ないんだというふうなことがよく言われていますけれども、そういうふうな苦情的なのというのは、何回ぐらい今まででありましたか。</p> <p>それから、この暖冬で大体金額がこういうふうな形で上乗せになってくるのであれば、これからどうなっていくのでしょうか。もっと予算を組むときには大きな予算を組んでいかなければならないと考えなければならないのでしょうか。それをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>苦情の件数ですがけれども、正確にはまだ把握はしておりませんが、12月の際には二、三件ほどの苦情程度であったと聞いております。2月の部分に関しても、降雪が朝方から日中にかけて降ったというふうなこともあって、除雪に入るのか入らないのかというふうなことでの苦情というか、相談といいますか、その辺の問い合わせが十数件あったというふうに聞いておりますので、前に比べますと、極端に除雪が入らないというふうな降雪ではなかったというふうには感じております。</p> <p>今後、暖冬の影響でどうなのかというふうなことは、ことしが暖冬なので来年も暖冬なのかというのはちょっと言い切れないわけな</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>のですけれども、一応予算要求的には前年度のような要求はしておりますけれども、実際の当初においては、今年度並みの当初で予算をとって、もし降った際には、今のような形の補正あるいは専決という形で対応するしかないのかなというふうなことでは話をしているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>檜山です。</p> <p>はい、わかりました。出動に当たっては、何か行政のほうの担当者との、また町民とのずれがあるような気がするので、よく細かい調査をしてできるだけ、業者に電話してみると、出動命令が出ていないから出られませんというふうな話がまま聞かれるので、そこら辺のないようにできるだけ、どこをポイントにして出動命令を出しているのですか。それを教えていただいて、またできるだけ降雪があるようであれば、巡回なりをして、落ちのないよう、苦情などないように対応していただきたいと思います。(「ちょっとずれているんでないの、質問が。議長、整理したほうがいいんじゃないの」の声あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>今のご質問のように、確かに苦情がないように当課でもいろいろ判断をしながら、担当者と打ち合わせをして、除雪、出る出ないという判断をさせていただいております。</p> <p>1つには、基準にもありますように、10センチを超えて交通に支障がない、交通に支障が出てくるような場合には出動をするというふうな基準になります。ですから、10センチ降るか降らないか、確実に10センチなのかどうかというのがありますけれども、10センチ以上降って交通に支障があるというふうな場合を判断して、業者のほうの出動を要請しております。そうしなければ、除雪費用はさらにかかりかかると思います。</p> <p>というのは、12月の20日とか25日前後にも、実は降雪がありました。そのときには10センチに満たないような雪でした。し</p>

		<p>かも暖冬の影響で結構重い雪が降りまして、その重い雪をもし出勤するとなれば、今度は幹線の部分を除雪しますと、枝線のほうに雪が盛り上がり、逆に苦情が来るというふうなことが今までもあったようであります。ですから、その辺の判断をしても、今降ってもちょっと解けそうだなというふうなときには出勤命令を出さないで我慢したというのが、実は12月にもございました。</p> <p>その辺で恐らく出勤が出ないとかというふうなこともあったかと思えますけれども、その辺、これまでの担当との課内での情報を精査した結果を判断して要請しておりますので、やみくもに、苦情になるところは特に吹きだまりとかについては出ますけれども、それほどでもないような箇所につきましては、こちらの判断で業者のほうに要請しているということをご理解していただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第1号……。〔議長〕の声あり) 反対討論ですか。〔いや、反対じゃない。反対なければ、原則的に賛成もないというのは、今までずっとやってきました。やらせてください。慣例としてやってきました〕の声あり)</p> <p>13番、西館芳信議員。演壇にてお願いします。</p> <p>確かに反対討論がなければ賛成討論はいいというふうな考え方はわかると思えますけれども、私どもの議会ではずっと慣例でやってきたんですので、1つ述べさせていただきます。</p> <p>この専決処分ということに関しましては、全国でも年間に数件否決される事例が散見されるということで、その運用に当たっては当局からも十分慎重でなければならぬし、また私ども議会も大いに</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	
	<p>西館議長 (議員席)</p>	
	<p>西館議長</p>	
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>当局の説明</p>		<p>注意を払わなければならないということは事実であります。</p> <p>ただ、今回のこの専決処分に関しましては、天候に大いに左右される、考え方によっては準災害だというふうなことがあるかと思えます。それに西舘課長が話をしたように、予算調整上のテクニック等もありますし、私はこと除雪費、天候、準災害と、こういうふうな要素もあることについては、大いに皆さんの企画力、リーダーシップを発揮して、ほかのことを怖がらないで大いに自分たちの主導でもってやっていただきたいと。</p> <p>それで、賛成ですということを添えまして、賛成の討論とさせていただきます。</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第1号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>日程第2、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります和田貴美子氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>和田氏は、平成29年7月より現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員として在籍し、教育現場において子供の人権教育に携わった長年の経験を生かしながら、笑顔の絶えない安心・安全な環境づ</p>

<p>当局の説明</p>		<p>くりに寄与したいとの人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。</p> <p>人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから諮問第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案はこれを適任とすることに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第3、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の8ページ、9ページをごらんください。新旧対照表は110ページになります。</p> <p>本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、町関係条例で引用する職員の賠償責任について指定された条項が繰り下げられたことにより、所要の改正を行うため提案するものであります。</p>

質疑	西舘議長	<p>改正内容は、おいらせ町監査委員条例の第4条及び第9条、おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の第5条を、繰り下げられた条項に改正するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番です。</p> <p>この今の説明ですと、条例の引用条項の移動になっておりますけれども、移動する前にはどういうふうなことが加味されていたのか。そこのところをちょっと説明していただきたいと思います。</p>
答弁	西舘議長 総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>今回の地方自治法の一部改正に関する例は4つございまして、まず内部統制に関する方針の策定ということと、あと監査制度の充実強化、あとは決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備、4番目に、地方公共団体の長の損害賠償責任の見直し等についてというのがあります。この4番目のところ……しております。</p> <p>以前の、新しく入った条項に関してみれば、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その責務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免除する旨を新しく定めて可能になりましたので、そこの部分が今までの243条の2項に新たに入りました。今までありました243条の2項の職員の賠償責任についての部分を書いてあったのが、243条の2の2という形で繰り下がった形になります。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	西舘議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>職員の賠償責任というのは、職員に瑕疵があつて、例えば事例的に言えば、公用車を運転したりなんかしたときにも、例えば職員に</p>

		<p>瑕疵があって賠償を求められたとか、そういうふうな事例なのか。あくまでも仕事、公務に対しての賠償責任、一生懸命仕事をしていながら、例えばそういうふうな賠償要求があって、町とすればこの仕事上、何ら問題ないというふうなことで職員を免除するというふうな意味なのか。この辺ちょっと理解できないので、もう1回お願いします。</p> <p>西舘議長</p> <p>総務課長。</p> <p>自治体の長もしくは職員にミスや法令解釈の誤りに伴って、膨大な個人責任を追及される結果というのも発生しております。それに伴いまして、個人の責任を負われることが、柔軟な職務遂行を委縮させるという部分がありましたので、そういうようなことを考慮するために、長や個人等の負担する賠償責任を限定して、議会の請求権放棄とか、請求権じゃない、長や職員の多額の損害賠償の負担を解消するものを狙った形になっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>西舘議長</p> <p>8番。</p> <p>ちょっとこの部分では、マスコミ等で聞いたような気がするのですけれども、いろいろな意味で、そういう請求事例というのがあって、例えばどういうふうなのかが想定されるのか、それを二、三挙げてもらえますか。例えば長、職員が、その多額の損害賠償を請求される事例というのは、これまであったから多分これが見直しされたと思うのですけれども、例えばこうこう、こういうふうな事例、町長等に対するこういうふうな事例がありました、職員にはこういうふうな事例があって、これは問題があって、今回こういうふうな自治法の一部改正が出されましたというふうなことであれば、ああ、なるほどなと思うのですけれども、この辺ちょっと字句要因だけでは私は理解できないなと思っていますので、今言ったことをもうちょっと詳しく説明いただければと思います。</p> <p>西舘議長</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	
質疑	<p>西舘議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	

答弁	総務課長 (泉山裕一君)	<p>内容等にはちょっとはっきり詳しくはご説明できない部分がありますけれども、一応賠償請求額の例といたしまして調べているものがありますので、お知らせいたします。</p> <p>京都市で、市長への市長に対して26億1,257万円の賠償請求がされたということです。あと、それから職員に対しては滝川市で、職員に対して約1億3,500万円の賠償請求が行われたなどがありましたので、こういうふうなものが参考になっていると思います。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>澤上です。</p> <p>今、最初に平野議員、元総務課長さんでありますけれども、その方でさえ、この文面が多分、私も読んだのですけれども、理解できないわけですね。この2の第3項を2の2の第3項となっているわけですよ。これは普通の方々は全く、私は失礼ながら理解できないと思います。</p> <p>それで、先ほど総務課長さんが説明して、ああ、なるほどなと思って聞いているんですよ。それは、私はわからないけれども、資料にしてつけるべきなのか、口頭でもいいからわかるように説明するべきなのか、その辺の判断はどうですか。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>大変申しわけございません。私のほうが提案理由を申し上げるときにもう少し詳しくご説明したほうがよかったと反省しております。</p> <p>以上になります。(「了解」の声あり)</p>
質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	<p>13番、西館芳信議員。</p> <p>まず、最初に1つ、これは議会にこの件が出てくるのは初めてですかね。これまでに何回か出て、私が頭になかったのかどうか、ま</p>

		<p>ずそれ1つと、それからこれは職員のそういう、職員が大きく賠償請求されるときにそれを救ってやるものだというような話なのですけれども、考え方によっては職員にも必ず223条だかというのはしなきゃならないというふうに、可能というふうな文言の話をしていましたけれども、しなければならぬという義務的な描写でもってなされています。</p> <p>そうすると、もろ刃の剣でかえって守れなくなるんじゃないのかなということで、これが今出てくるに当たって、労働会のほうの反響はどういうものだったか、その辺があれば聞かせてもらいたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>1点目のこういうものが議会に出るのが初めてかどうかというのは、申しわけございません、私も余り経験が長くないのですが、私は初めて見ておりますので、もしかすれば、私の知る限りでは初めてではないのかなとは思っております。</p> <p>それで、あと労働会というのは、多分職員組合のほうのお話ではないかと思えますけれども、別段、この条項に伴って組合のほうと直接お話した経緯がございませんので、ちょっと反応がわからないのが実情でございます。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>13番。</p> <p>何せ労働会の話とか聞いて、私はてっきり労働組合のほうから、これに関していろんな反応があつて、皆さんのところに周知されているかというふうな思いもありましたので聞きました。何となれば、例えば産業団体あたりで、その産業団体側が補償するとなると、一定の理事者だとか、そういう人たちに重過失があつた場合とかということを地方自治法上だとか民法上だとか、みんな決められているわけです。これも今初めて、そういうふうなのが初めて公務員に適用されるというふうに出てきて、32年の適用、26年あたりからこういう動きが出てきているともの本にはありました。これは知らなかったのだけれども、ちらっと見たらそういうふうになりました。</p>
	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p>	<p>た。</p> <p>こうなれば、例えばかつて、七、八年前に社会福祉協議会での、皆さん、頭の中にある不祥事等あった、あの場合、県のほうの姿勢は、今だからこそ言うけれども、社会福祉協議会には別に損害賠償を要求するように県のほうでは考えていませんということをはっきりしゃべっていました。そうすると、今やそれはもうはっきり姿勢が転化する、180度逆になるというふうになるわけですが、その辺はそうなるというふうに考えますか。</p> <p>そして、例えば個人、これは個人なのか、それから例えば、よく県庁の人たちを見据えれば、何とかグループ、何々班、そういうふうですね。そうすると、責任というのは個人もあるけれども、その班、そのグループもあるんじゃないか。ひいては、その役職あるいは責任の重さによって、そこが調整されるものなのかどうかというふうな疑問も生じてくるわけですよ。その辺の考え方としてどうでしょうか。いきなりこういうことをしゃべってもちょっとあれでしょうけれども、もし頭の中にあるのであればお聞かせ願えればと思います。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>シルバーセンターの件に関して、申しわけございません。社会福祉協議会に関してみては、申しわけございません、これの適用がいいのか悪いのかというのがちょっと判別できませんので、何ともお答えできないのが実情でございます。</p> <p>あと、それから課の中として、個人及び課もあります、グループ形態がありますし、役職もあるので、その辺のところはどう考えるのかという形になりますけれども、基本的には個人だと思っております。ですから、それが個人などがグループになるのであれば、そのグループ全員のところがその対象に、訴訟を起こされるなりなんなり、こういう形の対象になるのではないかなということで、私の認識の中ではあくまでも個人という認識をしております。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第1号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第4、議案第2号、おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第2号について説明を申し上げます。 議案書の10ページ、11ページをごらんください。新旧対照表は111ページになります。 本案は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員制度の開始に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 改正内容は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、条例中に別段の定めをすることができる旨の条項を追加するものです。 このことにより、再度任用を行うときのサービスの宣誓では、任命権者等の前で宣誓書への署名を要さず、署名した宣誓書の提出することですりものとするができるようになります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。

質疑	8 番 (平野敏彦君)	今の説明ちょっと確認しますが、会計年度任用職員の採用が決まって、たしか連続で採用することができるように、私記憶しております。そのとき、再任用するときには宣誓は省略してもいいんだというふうなことで理解していいですか。
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君)	総務課長。 議員おっしゃるとおり、一番最初に任用されたときは宣誓を行います。次、再任用された場合は提出のみで処理できるという形になります。 以上になります。
質疑	西館議長 1 3 番 (西館芳信君)	ほかに質疑ございませんか。 1 3 番、西館芳信議員。 そもそもこのサービスの宣誓、私もかつては提出して、提出というか、読み上げてから提出したというふうな経験がありますけれども、このサービスの宣誓の様式というものは、従来はどのように決められていましたか。はっきりと、私地方自治法見ていないけれども、提出するだけでいいというふうにはっきりと、そのほかの様式は何も書いていなかったですかね。
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君)	総務課長。 基本的には、こちらのほうは職員に関してみれば、会計年度ごとに切れるわけではございません。一度宣誓すれば、退職するまでそのまま用がたりするという形になるのですけれども、本来このお話が出てきたのは、総務省のマニュアルが改正されて、今までは会計年度ごとに1回ずつ宣誓しなさいという形になっておりました。そちらのほうを今度、総務省のほうとしてみれば、今回説明したみたいに、この条文を加えることでという形に変更になりましたので、基本的にはその総務省マニュアルが要因になっております。 それで、サービスの宣誓書に関してみれば、内容等は条例等で定めてありますので、その条例等で定めてある宣誓書に対して署名し、町長の前で読み上げるという作業を、そういう読み上げるという形を

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>行っております。</p> <p>以上になります。</p> <p>13番。</p> <p>これが論議されるということは、会計年度任用職員というふうな点をやってきて、そうなるということなわけですけれども、宣誓するのが、ただ提出するという事柄も含まれるのが、広義な意味での宣誓ということになるのであれば、別にこういうふうな改正というのは、何かつけ足しというふうにも思いますし、それから私どものおいらせ町で別段の定めをすることができるという定めは、つまり省略できるという、そこだけですか。確認です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>省略できるというか、簡略できるというふうに認識していただいたほうがよろしいかと思えます。実際的に、町長の前に立って行う行為は省略になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>そこだけというふうな回答だと思います。それで、基本のほうに、基本というか、この質問の土台に入りますけれども、会計年度任用職員ということで確かに説明は受けたのだけれども、頭の中に入っていないので、もう1回復習させてください。</p> <p>会計年度任用職員というのは、私どもの町では臨時職員というふうなので1年の雇用の人たちを雇用していたということでしたが、ものの本を見ればフルタイム職員、それから短時間ということで、2つに規定して臨時職員は別だよというふうな規定の仕方があります。しからば、じゃあ私どもの町における会計年度任用職員とは何ですかというのが1つ。</p> <p>そして、あくまでも任期は1年だけですか。いや、それとも四、五年にわたりますかと。これが2つ目かな。</p> <p>それから、3つ目は、特別職の非常勤職員というのがあるわけで</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>すけれども、これは私どもの町にありますか。そして、防災専門でかつて採用した職員もありました。その職がこれに当たりますかどうかということですね。</p> <p>それから、最後は短時間の職員には期末手当を支給することができるというふうな条件になっておりますけれども、これはうちのほうではやるということでしたか。説明、先般のあれ、ちょっと失念しましたので、以上、よろしくお願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>答弁漏れがありましたらお知らせください。</p> <p>会計年度職員につきまして、まず任期になりますけれども、基本は先ほど言ったみたいに1年です。ただ、最初の3年までは再任用することが可能です。</p> <p>それで、続きまして特別職の非常勤職員というものは、全部会計年度任用職員のほうに移行しております。</p> <p>次に、期末手当の話になりますけれども、基本的には期末手当の……短時間の職員ですね、基本的には会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分かれます。短時間の職員という形になりますと、今やっているのは6時間勤務の職員がパートタイムという形になるというようにご理解していただければよろしいと思います。</p> <p>それから、先ほど期末手当をお話いたしました。「パツとしろ」の声あり) 短時間ですよ。短時間の職員に関して……ちょっとお待ちください。期末手当は出る形になります。</p> <p>次に、防災専門官のお話かと思えます。そのような方々も全部会計年度の任用職員側に移行しております。</p> <p>以上になります。もし答弁もれありましたら。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>答弁漏れありますか。「いいです」の声あり)</p> <p>次に、2番、澤上 勝議員。</p> <p>先ほど両議員が聞いていましたので、なんとなく中身はわかってきたのですが、1つ確認ですけれども、会計年度任用職員は今総務課長から、1年の3年まで、簡単に言えば延長できるという理解ですけれども、事前に2月なり3月の頭で本人に通告するとい</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>う解釈でいいのか。3月末をもって通告しているのか。その辺の具体的な部分をお知らせいただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>通告という形ですけれども、基本的には募集をするというのが主になっておりますので、たしか3月に面接試験……2月に行っておりますので、たしか1月か2月ごろに募集要項が出ているという形になります。</p> <p>もしかすると、多分今のお話は再任用する場合。(「いや、解雇でも、どちらでも同じだ」の声あり) 基本的に言いますと、来年度の募集をするというのが、たしか1月とか2月あたりに出ますので、そちらのほうで皆さん募集するという形になります。</p> <p>それで、次、会計年度任用職員の場合は、次また同じく再度任用する場合がありますけれども、先ほど3年間とお話をいたしました。こちらのほう、この3年間、どのような形で再度任用するのかというと、人事評価制度を使わせていただいております。人事評価の中で能力評価ということで、ジャンルに分けて3つ、9項目の評価を所属長が評価いたします。それをもとにして再度また任用するかどうかというのが1つの判断基準になると思います。</p> <p>以上、参考までに加えさせていただきます。以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>結論的に、端的に言えば、まず1年間決めて使われた人が再募集をまず受けて、多分合格すれば、1月なり2月の末で本人に通知するという理解でよろしいかと思います。それから、今の継続して人事評価して、また引き続き使うにしても、2月の末なり3月の頭で通知しなければならない、基準のほうからいってもしなければならないと思うのですが、その辺明確にお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>最終的な決定といたしましては、今2月を予定しております。募集するという形になっても2月になりますし、先ほど言いました人</p>

		<p>事評価によって次年度も行いますよという形になるのも、一応2月の、スケジュール的に、2月で決定したいという形で今スケジュールを組んでおります。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>西舘議長</p> <p>2番 (澤上 勝君))</p>	<p>2番。</p> <p>だから、総務課長さん、明確に本人に通知するのがいつなのかという。多分すると思うのだけれども、していないとせば口頭でするのかわからない。そのの、それをはっきりしろ。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>2月になります。(「何年の何月ってしゃべったほうがいいよ。来年の令和3年の4月から適用するんだから」の声あり) 正確に言いますと、令和3年の2月に合格が決定するという形で通知を行う形になります。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>副町長 (小向仁生)</p>	<p>副町長。</p> <p>私からも一言、先ほど13番議員の非常勤特別職員、全部移行するというふうな話の答弁を総務課長がいたしましたけれども、これは全部ではなくて一部のみ移行するというふうなことであります。非常勤特別職員として残るのは、消防団員と、それからあと附属機関の委員、例えば何々審議会の委員というふうな人たちは、そのまま非常勤特別職員として残る。ですから、非常勤特別職員と、それから再任用の職員と二本立てで取り扱うというふうな形になります。訂正いたします。</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第2号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。
		(休憩 午前10時59分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前11時15分)
	西館議長	日程第5、議案第3号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。 議案書の12ページ、13ページをごらんください。新旧対照表は112ページから114ページになります。 本案は、新規事業等にかかわる2つの附属機関の設置と附属機関の見直しに伴い、2つの附属機関の廃止を行うため提案するものであります。 改正内容は、事務事業評価に対し外部の意見を取り入れる目的から、おいらせ町事務事業外部評価委員会と、バス等の公共交通に必要な事項を協議するため、おいらせ町地域公共交通会議の2つの附属機関を設置するほか、目的の達成や委員会の役割の終了などにより、おいらせ検定策定委員会及びおいらせ町美しい里山プロジェクト推進委員会の廃止を行うものであります。 以上で説明を終わります。
西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。	

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番です。</p> <p>私は112ページのほうの新旧対照表のほうでお伺いいたします。新たに町事務事業外部評価委員会が提案されておりますが、この中で見ますと、委員の定数のところで、公募によるものを含むというふうな項目があるわけでありましてけれども、私はこの公募も含む委員の定数、何人かというふうな想定をしているのか。さっきの説明ですと、外部の意見を聞いて評価をするんだよというふうな提案の説明がありましたので、この構成員の内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>附属機関の中の事務事業外部評価委員会のところでございます。</p> <p>まず、1点目、公募委員の人数であります。自治基本条例の中で、公募委員は2割以上というふうな一応定めがありますので、8名中の2割以上ということで、2名を想定してございます。よって、全8名中の2名が公募委員でございます。</p> <p>それから、次のご質問が、委員構成のことでございます。こちらにつきましては、先般の議員全員協議会の際も質疑等あったように記憶してございます。委員の構成としましては、学識経験を有する者3名、その他町長が適当と認める者5名という計8名で考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、自治基本条例で2割以上の構成委員にというふうなことですけれども、8名中、今の答弁ですと2名が当たるというふうな。学識経験が3名、町長が認める者5名、これは自治基本条例の中でいったら、この2名というのは町長が認めるほうに入るのか。例えばこの行政部分については、町長が認めるのは5名ありますけれども、もっと人数をふやして私は機関を設置すべきだと。地域的な部分を考慮する、そしてまた専門的な分野の部分を考慮する、いろんな形で8名は、私は前にも言っているように、少ないのではな</p>

		<p>いかと。</p> <p>そういうふうな意味では、このまず自治基本条例の2割で、今8名中2名というのは、もうこれで進めるというふうなことです。私は少なくとも10名以上の形でやっていかないと、偏った評価が出てくるんじゃないかと懸念するわけです。この辺をもう1回、町長の考え方がもしあったらお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>政策推進課長。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>先般の議員全員協議会のお伺いはしておりました。確かに多くしたほうがいいのではないかというご意見もいただきましたが、当課におきましては、必ずしも多ければいいというものではなくて、内容につきまして客観的な観点からいろいろとご審議していただきますので、例えば学識経験であれば行政系統に識見のある方とか、それからあと企業等の人で経営的視点を有する者とか、そういった方々を参画して、この附属機関ですか、事務事業外部評価委員会のほうを運営していきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今指名がありましたのでお答えしますけれども、町にはこの部分だけでなく、いろんな審議会あるいは委員会等があります。その中でやはり外部からの委員を招聘するという事で審議しております。そして、また一部他団体の代表とする者ということで指名をお願いしますと、ほとんど会長さん、あるいは副会長さんがついてきてしまって、実は重複する委員の方々が相当おられます。ですから、そういう部分で委員をできるだけ同じ人にやらせないほうが、さまざまな意見を取り入れて発言してくれる、それを取り入れようということで、今後は見直ししていきたいと考えております。平野議員も時々そういう意見で、多くの方々の意見を聞いたほうがいいのではないかというご指摘もありますので、そういうふうに見直しをかけております。</p> <p>そして、今8名では少ないのではないかというご意見ですが、ただ、どうしても選んだ、あるいは指名しても、受けた方々が</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ふなれな部分もあって、発言が少ない、あるいはまた先輩の人たちに遠慮をしているのか、そういう部分で一般の公募者あるいは町長が認める人方より、学識の方々はそれなりに専門分野ですからいろんな意見を申し上げてくれるのですけれども、そういう部分で人数が多い少ない、8名じゃあ足りないのではないかと、あるいは多いのではないかとという意見でなく、人数はこちらで適当なところで8名と決めさせてもらっているのですけれども、人数が多いからどうの、あるいは少ないからどうのというのではなく、いかに活発に意見を述べてくれるかの考えで選んだほうがいいのではないかなということでもありますので、これからも人選には吟味していきたいと思っております。</p> <p>8番。</p> <p>今の答弁ですと、人数が多ければいいものではないというふうなことですけれども、私はそれは当たらないのではないかなというふうに思いますよ。やはり専門的な部分、内部的な部分については、今人数がどうこうというふうなことじゃないのですけれども、町長が言う、これからいろんな見直しをするというふうな、特に各委員会については重複している人が多いんだと。これはたしか前の議会の中でも、特に議員は発言する場が、ちゃんと公的な場所があるから、そういうふうな附属機関の委員の部分には、充て職以外はつかないような形で申し合わせをしているのですけれども、やはりそういうふうなこの部分を議会としてもちゃんとルールを守りながら、いろんな形で町民に機会を均等に与えていくというふうな役目もしなければならぬと思うんですよ。</p> <p>そのためにも、町長が言う、発言が少ないというのは、やはりもっと専門的な見識を持った方々を入れることによって、活発な議論が出てくるんじゃないかと。少ないと、簡単に言えば、目立つわけですから、1人がその知識を開き出したとしても、それを補足するようなメンバーとかそういうふうなのが違う分野で入っていれば、私は違うと思いますよ。たった8人で、その1人が、委員が言っているのが正しいような解釈をされれば、これは大きな問題ですよ。</p> <p>今の町のほうの、前に出てきた事業の評価だって、職員だけがやっているんじゃないですか。あれはやはり専門的に、元担当してい</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>るとか、そういうふうなのが入ることによって、いろんな意見があるし、見直しをこういうふうにしようというふうなものの提案はあったと思うのですけれども、そういうふうなものからいけば、私はこの課長が言う、人数が多ければいいものではないのではないかと、人数が多いからいろんな知恵が出てアイデアが生まれてくるんじゃないですか。ここのところを、町長の思いも私は理解できますけれども、こういうふうな基本的な考え方が行政側にあるということは、もうそもそも私はおかしいのではないかと。それだったら議会のほうにもいろんな意味で投げかけをして、議会でも議論させればいいんじゃないですか。</p> <p>こういうふうな考えというのは、私は非常に、担当とかそういうふうな課の考え方が左右するというのは、もっと町長の思いを酌んで私はやってほしいし、提案をしてほしいと思いますよ。私は8名だとどうしても、納得できる部分じゃないなと思いますよ。もう1回お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>ご指摘は当たっている部分もありますし、実は今までこの項目だけではなく、この会議だけでなく、いろんな部分で、町のほうから、町内から委員を選考するということになる、本当に大変申しわけない部分もありますけれども、1つで1人で7つぐらい役を受け持っている個人もいるわけですね。多分ご存じだと思いますけれども、そういう部分で私は、職員たち、あるいは課長方が決裁してきても、これは見直せとか、ところが逆に手おくれで、もう通知しましたとなってから私のところに来るものがある。大変内部のちょっと変な話ですけれども、そういう部分で今気をつけて見直し中ですので、もう少し時間をいただきたいなと思っております。</p> <p>ただ、この8名に関しましては、これで一応やってみて、どうしても意見が少ないとかであれば、また議会の皆さんにお諮りして条例を改正しなければならない部分もあるかもしれませんけれども、一応これで多分事務方は大丈夫だということで提案していると思いますから、これで一応通してみたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	-----------------------------------	--

質疑	西館議長	ほかに。 15番、 檜山 忠 議員。
	15番 (檜山 忠 君)	15番。 先ほどの説明の中に、おいらせ検定策定委員会、それからおいらせ町美しい里山プロジェクト推進委員会の項を削るというふうにありますけれども、特に里山プロジェクトの推進委員会のそれについては、結構それぞれ役割があっているみたいなんですよね。114ページを見てもらえればわかると思うのですが、じゃあその部分を誰がどういうふうに今度はやるような、それになっているのか。それを教えていただきたいと思います。
答弁	西館議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (久保田優治 君)	檜山 議員にお答えします。 114ページの新旧対照表のほうにある美しい里山プロジェクトの提言事項と、その後の役割、委員等の役割についてのご質問かと思いますが、こちらのほうの欄がないのですが、所掌事項というのが、名前の次の欄にある(1)から(5)とあるのですが、(5)については推進に必要な事項なのであれですが、(1)から(4)のところの語尾のほうを見ていただくと、提言をすることというのが、全て4つの所掌事項のほうに書かれておまして、提言書、最後に平成28年3月、27年度の末に提言書をいただいているので、そちらの提言事項がなされたということで、一旦このプロジェクトのほうの策定委員会のほうは終了しているということで町の認識になっておまして、その後はいろいろ観光事業とか観光協会のほうでこの提言を受けてやった事業はありますが、委員が直接その事業に関与するという役割は所掌事項にはなかったもので、そちらのほうは関係ないことはないのですけれども、かかわってくれている方もいますけれども、全員の委員がその後の事業にかかわったものではございません。 以上です。
	西館議長	15番。

質疑	15番 (檜山 忠君)	ああ、そうですか。何かこれは国の施策とか、そういうふうなもの のあれでの補助とかそういうふうなのがあって、これを立ち上げた ものですか。それが終わったから、こういうふうな提言をしても らって終わりになったというふうなことなののでしょうか。
答弁	西館議長 商工観光課長 (久保田優治君)	商工観光課長。 お答えします。 国から求められてやった事業ではございませんが、県の補助金と か地方創生に絡む国のほうの最初のプロジェクトの交付金のほうを 活用して立ち上げた事業で、観光事業のほうからいろいろ提言があ ったりして、検討してみてもどうかという事項を、その補助金創設 の際に町のほうの事業として活用させていただいたものです。 以上です。
質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	15番。 15番。 これが立ち上がってから何年になるのかわからないのですけれど も、何かいろんな観光事業の関係を見ても、さっぱり前に進んでい ないような気がするもので、これらをじゃあ有効に活用して前に進 むような、それをやっていただきたいものと思います。 それを要望して終わります。
質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	次に、2番、澤上 勝議員。 澤上です。 再度、13ページのところですけれども、平野さんが言っている 人数も大事かもしれないけれども、やはりその事業評価するという ことは、その現場を見たり聞いたりしてくれる方を、さっき町長 さんも言っていましたけれどもそういう方を、できるだけ精通する 方と言えはなんですけれども、手間たりにイベントなり何でもや はり下から上まで、裏まで見る方を、適任者を選定していただけれ ばということで、1つはお願いをしておきます。 あと、バスのほうも同じです。私は人数は言いませんけれども、

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>やはりその現場のわかる方、苦しんでいる方々のやはり生の声が入る形で委員を選んでいただきたいということで、これはお願いをしておきます。</p> <p>あと、これは今事務事業のやつですけれども、きのうも一般質問の中で若干触れましたけれども、前にやった、この前、31項目ですか、再度これはやるという解釈になるのか。全く今度は違う世界の部分で事務事業評価をしていくという理解なのか。その辺の説明をお願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今3点ほどご質問等いただきました。</p> <p>まず、1点目でございます。委員構成にかかわるところでございます。こちらは事務事業評価の作業手順にも関係してくるところでございますが、作業の流れを言いますと、内部評価が1次評価、これはまず担当課で行います。その次、2次評価、これは三役と総務、政策、財政、まちづくり防災課で構成する行政評価委員会で行います。ここまでが2次評価でございます。その後、その結果を踏まえて外郭団体、それぞれの事業によっては実行委員会とかいろんな協会等でやっている事業もありますので、そちらのほうでの調整に入ります。それで、その結果を踏まえて、次の段階で外部評価委員会が出てくることになります。</p> <p>よって、先ほど議員おっしゃった、その事業に関係する分野の云々というものもありましたが、そういった評価は外部評価委員会に来る前までで一応精査していることになりますので、それらを踏まえて外部評価委員会では客観的な観点から協議・検討するという仕組みでございますので、こちらで想定している委員のところも、通常であればいろんな分野、産業、民生、福祉だったり教育であったり、そういった方々を入れるというものもある委員会がありますが、この外部評価委員会につきましては、そういった分野ではなくて、経営とか、あと行政とか、そういう客観的な観点から検討できるものを想定してございます。</p> <p>それから、2点目、地域公共交通会議の関係であります。きのうの一般質問の中でも確かやりとりはしておりましたが、こちらのほ</p>
-----------	---------------------------------------	---

		<p>うも来年度から新たな公共交通システムの見直しを具体的に進めることとしております。その中で諮問、答申等をいただくために、この地域公共交通会議を設けることとなっております。</p> <p>こちらにつきましても、構成メンバーは道路運送法施行規則の中にある程度の構成メンバーが決められておりますので、それに沿った形で構成メンバーを決めてございます。当然、構成メンバーを見ていただくとわかるとおり、町民であったり、交通機関を利用している者というものがおりますので、その構成メンバーの中に、先ほど議員がおっしゃったようなものも配慮していきたいと思っております。</p> <p>それから、3点目が、今年度やったものの流れに関するものでありますが、今年度やった事務事業評価につきましては、今評価結果が出て、その結果に基づいて、各所管課を通じて事業、イベント等であれば、その関係団体等と協議をしているところでございます。その調整後に、来年度になりますが、行政外部の評価委員会のほうで検討することとなっております。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>今課長の説明を聞きましたけれども、日野口さんも触れていましたけれども、行政主導で評価するようなニュアンスで聞こえるんですよ。それから、この前のもそういううわさが結構立っています。役場の職員の方々が、失礼だが、もうイベントをやりたいくないからこうなんだと、ある役場のOBの方があの新聞だけを見ていると、そういう見方をしているのも事実、声なき声も聞こえてきていますので、その辺やはり一般のほうの声が通るようにしていただきたいと思うし、1つは中に外部団体が入っているんですよ。この前、大学の先生2人とか、あと地元の人何人か、そこもある程度、役場の方々が評価したのに対して、余りこう、何ていうか、口を挟めないのではないかという話もちろほら聞こえていますので、やはりそういうのだと現実的に本当の評価に私は値をしないような気がするのです、その辺については極力気をつけていただきたいということで、その辺は吟味していただければと思いますし、それからきのうも言いましたけれども、結果としてどういう評価が出るかもしれません</p>
--	--	---

質疑

西舘議長

2番

(澤上 勝君)

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西舘議長</p>	<p>けれども、この町に対してイメージダウンされるような文面といたしますか、そういうのには本当に心してやっていただければと思います。</p> <p>あと、交通のほうでありますけれども、結構これを見ると、業者、それから専門家が多いように感じるんですよ。業者主導でなく、やはり利用する方々の声が届くような形で進めていただければということ、その2点よろしくもう一度答弁をお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>先ほどイベントで役場の職員がもしかすればちょっと怠けている部分もあるのではないかとというご意見ですけれども、それはその役場のもしOBの方であれば、その人が当時役場にいたとき、そういう思いをした部分もあるのかなと思いますけれども、今残っている職員はそういう思いの人はいないと私は思っています。ですから、そういうことで勘違いあるいは誤解があったら、そういうことを訂正してもらえれば大変ありがたいと思います。</p> <p>また、役場の職員たちが前段でも審議・審査してから、決定してから審議会に諮っているから、どうしても言いにくいのではないのかな、意見を述べるのは忍びないなど、こういう思いの方もいるのではないかとというご提案です。先ほど平野議員にも話しましたが、やはり遠慮をする部分、あるいはもう役場で決めた、上で決めたのだから仕方ないよなというような部分もあるかもしれません。ですから、そういう意見が出やすい雰囲気にして、そういうというのは、違うのではないかとか、これはこうしたほうがいいのではないかとという別な意見ですね、述べる方々があれば大変いいと思います。そういう部分で、そういう人方を積極的に指名して選定していかないと、やはりもう役場で決めたからいいよとか、変にしゃべって後から利害関係が絡んでしまうと大変だなという遠慮も出ないとも限りません。そういう部分も含めて、平野さんのご指摘、あるいは澤上さんのご意見のとおり、人選は少し気をつけて選んでいきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>政策推進課長。</p>
-----------	---	---

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (成田光寿君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>まず、事務事業評価の関係からご説明いたします。議員おっしゃった大学教授とか云々いろいろお話をしておりましたが、それは今年度の流れの中で、行政経営推進委員会、行政経営の体制の中での附属機関を活用した場合での委員の構成でありました。これを来年度、事務事業評価に特化した附属機関を設けようということで、今ご提案している事務事業外部評価委員会を設けるものであります。</p> <p>よって、来年度以降の事務事業評価の流れでは、今回提案している外部評価委員会のほうで専門的に扱うということになります。</p> <p>それから、地域公共交通会議につきましても、構成メンバーの中に町民とか、あと交通機関を利用している町民とかというのが入っておりますので、その辺はきちんと配慮したいと思っておりますし、大きな見直しをする際は、各地域においてもそれぞれバスに乗っている方々のいろんな影響等もございますので、まだこれは予定であります。各地区的懇談会等も今考えているところでございますので、そういった中で地域のいろんな声もちょっと拾ってみたいなど思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第4号、おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
-----------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、議案第4号、おいらせ町児童館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では14ページから16ページ、参考資料は115ページから118ページになります。</p> <p>本案は、木ノ下児童センター、木内々児童センターにおいて、令和2年度から指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができる利用料金制を導入するため、児童館条例の一部を改正するものです。</p> <p>条例の詳細説明は新旧対照表で行いますので、116ページをお開きください。</p> <p>左側、改正案中下段になりますが、第11条になります。こちらのほうは、利用料金関係条文を新たに設けております。そのうち第1項では、利用者が指定管理者に利用料を支払うこととした規定を設けるほか、第2項は、利用料金体系を設定しております。こちらのほうは後段にて再度説明いたします。</p> <p>117ページをごらんください。</p> <p>上段にあります第3項では、利用料は指定管理者の収入とすることができる規定を設けております。</p> <p>続きまして、第13条になります。第13条につきましては、利用料金の還付規定第14条に移りますが、第14条につきましては、利用料の減免規定を設けております。</p> <p>118ページをごらんください。</p> <p>表の最後にある別表をごらんください。さきに説明しました第11条2項にありました利用料金体系の説明になります。表の上段では通常利用料金区分について説明し、利用料は無料としています。表の下段では延長利用料金区分について説明し、延長利用料は200円としております。これらの利用料金体系は現行の利用料金体系と同様の内容となっております。</p> <p>その他の条文につきましては、いずれも指定管理者制度導入に伴い必要な規定を整備したものとなります。</p> <p>条例改正に関する説明は以上となりますが、既にお配りしている別冊の資料に議案第4号関係別添資料1、おいらせ町立児童館の管理に関する基本協定書がありますので、ご用意ください。別冊でお</p>
--------------	-------------------------	---

		<p>配りしているものになります。ご用意できたでしょうか。</p> <p>こちらのほう、2月に行われた産業民生常任委員会でも説明しておりますが、基本協定書について軽く説明したいと思います。この2月に行われた常任委員会のとくと大きな違いのみ簡単に説明したいと思います。</p> <p>まず、1ページ目をごらんください。</p> <p>表題においらせ町基本協定書というふうにあります。これから6行目をごらんになってください。そのところに、第1章、総則と挿入しております。関係ある条文をこのように章ごとにまとめております。</p> <p>それから、3ページをお開きください。</p> <p>上段のほうの10条になります。新たに開業準備の項目を設けております。これは業務の開始は本来、本年4月1日からとなりますが、第10条では4月の業務開始に先駆けて、例えばですが、指定管理者側が用意する管理システムの導入や、その他の開設準備というふうな作業が児童館内部で行われるということがありますので、その必要性を鑑みてこういう項目を設けたものであります。</p> <p>その他、多少文言の整理を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>開設時間は、現在は通常は8時から6時まで、延長は6時から6時半ですか、これは変更はないと。指定管理者に移行しても現状どおりの開設時間で維持しますということになるのか。</p> <p>それから、この延長料金ですけれども、118ページを見ております。現在は延長利用の料金は徴収していないというようになっておりますけれども、実態は200円のおやつ代ですか、何だかわからんけれども、徴収しているというやにも聞いていますけれども、その辺はどのようになっていますか。</p> <p>町民課長。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p> <p>西館議長</p>	

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいまの松林議員の質問にお答えいたします。</p> <p>開設時間に関する質問になります。延長等することは考えていないかということとなるかと思いますが、「いや、違う、違う、今の現状どおり、指定管理者に移行しても同じ時間帯で開設しますか」の声あり)失礼しました。今現在の時間、開設時間をそのまま指定管理者に移行しても、そのままの時間が来年度もいくというふうな形になります。</p> <p>それから、もう1点目、延長利用料金について、これまで確かに放課後児童クラブについては無料というふうなお話の仕方をしてきておりましたので、多少語弊があるかなと確かに思っているところはありません。一応我々のほうといたしましては、通常の利用料ということで、その部分はまず無料としておりましたので、その部分について無料というふうな言い方をしておりましたので、若干説明が不足していたかなという部分はあるかと思いますが、そういうことをご理解いただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>確認します。親御さんは延長をお願いしますと、お金を取られていますというふうな話をしています。ですから、私は今確認の意味で、現在は延長利用をお願いしても、一切親御さんからお金はもらっていませんよということを確認の意味で聞いています。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>失礼いたしました。これまで、今年度までのお話になります。この延長利用料についてになりますが、この延長利用料の性質というものになりますが、こちらのほうは実費徴収に係る利用料負担分というふうな形になっておりますので、使用料というふうな扱いにはならないという形になります。</p> <p>後半、来年度から制度が指定管理者というふうな形になりますので、改めて確認したところ、使用料の区分に該当させなければならぬというふうな形がわかりましたので、そちらに含めて変更、利用料金というふうな形にしなければなりませんので、その変更を</p>

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>かけて条例化するものであります。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ。117ページの使用料金の還付のところですけども、災害その他不可抗力により施設利用ができなくなったとき、町長が特別の理由があると認めるときは、全部・一部を還付することができるというふうに、使用料金の還付条項がありますけれども、この条項の中で、例えば今現在、コロナウイルス対策として国から利用を制限しなさいとか、そういうような形で休館になった場合、こういうふうな場合については、例えば今のこの延長料金とかそういうふうなのというのは、還付することになるかどうか。</p> <p>さっき松林議員が質問していたのは、この200円を現在、これにかわるものとして親が負担しているかどうかという、たったそこだけ聞いているわけですから、今現在、親が200円を納めていますか、いませんかということですから、そのところもちゃんと答えてください。ちょっと私は前の議員のところを言うわけじゃないけれども、私が理解できなかったから、ここの部分。</p> <p>この2点だけお願いします。</p>
答弁	西館議長 町民課長 (澤頭則光君)	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>還付規定のほうのお話になるかと思います。こちらのほうは災害その他不可抗力により施設利用ができなくなったときを想定して還付をする規定を設けていますが、今回のように災害に絡むものは該当していくかと思われま。ただ、その規模・状況に応じて、ほかの各規則等の減免規定がありますので、そちらともちょっと調整を加える必要もあるのかなとは思っていましたので、その状況等を含めまして還付の作業をしていくものと思っております。</p> <p>それから、実際に納めているか、納めていないかということになりますが、実際に納めていただいている状況になっております。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	8番。

質疑	8 番 (平野敏彦君)	課長、還付の手続はこの条例で決められるわけですから、他のほうはまた別扱いになると思いますよ。だから、例えば延長料金をしたい、申し込む親が何人かあって、この休館扱いになった場合は、その町長が認めるところで、その親に返還をしていくというふうなことでいいですかというふうなことで聞いていますから、私の言っているとおりにというふうなのであれば、それでよしというふうなことで理解をしますけれども、そこを1点だけ。
	西館議長	町民課長。
答弁	町民課長 (澤頭則光君)	お見込みのとおりになります。ただ、多少やはりそういうふうな所要件、ちょっと確認する必要があるケース・バイ・ケースであるかとも思っておりますので、済みません、そのところをまだ調整をしておりますので、今の議員の話を頭に入れながら、詳細のほうを決めていきたいと思っております。 以上になります。
	西館議長	ほかに質疑ございませんか。 15番、檜山 忠議員。
質疑	15番 (檜山 忠君)	15番。 15ページの第14条に、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができるとありますけれども、これはどういうふうなものですか。この200円の関係を免除するとか、そういうふうなことなののでしょうか。教えてもらえますか。
	西館議長	町民課長。
答弁	町民課長 (澤頭則光君)	利用料金の減免規定についての質問になりますが、先ほど利用料金の還付のところでもお話しておりますが、これの対象になるのは災害等を想定しているものになります。なので、そういうふうなことがあった場合は、こちらの還付・減免規定によって減免して、今後のことですね、こちらのほうは、減免規定を整備して免除をし

		<p>ていくということとしておりますので、今後もそちらの詳細については、こちらの要綱等で定めて詳細を決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>これは災害とかそういうふうなときのことなのか。普段のときで困窮者とか、そういうふうな支払いもできないような人たちに対する免除とか、そういうふうなことではないのですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ちょっと先ほどの答弁にもありましたが、金額が200円と非常に、金額の問題ではないのかもしれませんが、安く設定されております。基本的にこの200円、先ほども申しましたが、実費徴収ぐらいの件費に充てるものとして多少はいただいているというふうな性質にしておりますので、一応災害等ということで基本的には設定したいなというふうにとちょっと考えているところであります。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>昼食のため、午後1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後0時00分)</p>

当局の説明	檜山副議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後1時31分)
	檜山副議長	議長にかわり、副議長が暫時議事を進行いたします。 お諮りいたします。 教育長の会議の都合により、日程の順序を変更し、日程第11、議案第9号及び日程第12、議案第10号を先に審議いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	檜山副議長	異議なしと認めます。 日程の順序を変更し、日程第11、議案第9号及び日程第12、議案第10号を先に審議することに決定いたしました。
	檜山副議長	日程第7、議案第9号、おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
学務課長 (柏崎和紀君)	それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。 議案書の26ページ、27ページをごらんください。 本案は、現在、教育委員会で行っている小中学校の通学バスの運行地区において、実際に運行している地区と同条例に定める運行地区に相違があり、これを是正するために提案するものです。 その改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の128ページをごらんください。 第2条で運行地区を定めており、現行では苗振谷地と向坂が含まれておりますが、実際には運行対象とはなっていないことからこれを削除し、新たに実際に運行している二川目を加えるものです。 今回削除する2地区は、以前は木内々小学校及び下田中学校区でしたが、町合併時にそれぞれ百石小学校、百石中学校区へと改編されました。本来はこの時点で通学バスの対象から外れることとなりますが、当時既に木内々小学校、下田中学校に通学していた児童生徒は、学区変更後もそのまま現状校に通学できるという特例を設けたことにより、引き続き通学バスの運行対象となっております。しかし、既にその対象者もいないことから削除するものです。 また、二川目地区については、運行開始当初は試行的な運行とし	

		<p>て実施されておりましたが、既に例年対象地区として運行を行っていることから、条例に加えるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p>	<p>当局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>ちょっと確認しますが、先ほど議案第3号で附属機関のところで、おいらせ町の地域公共交通会議のところが出てくる、この旅客運送の係る部分というのは、これとはどういうふうなかかわりがありますか。これ1点。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>通学バスに関しては、料金等を取っていないこともあり、こちらとは一切関係がないものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>答弁</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山副議長 (議員席)</p>		<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第9号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>檜山副議長 (議員席)</p>		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>檜山副議長</p>		

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>日程第8、議案第10号、おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>体育課長。</p> <p>それでは、議案第10号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書では28ページ、29ページとなります。参考資料は129ページから132ページまでとなります。</p> <p>本案は、みなくる館・図書館・大山将棋記念館において、令和2年度から指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、みなくる館の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を導入するため、提案するものであります。</p> <p>それでは、131ページをお開きください。新旧対照表のほうで改正内容についてご説明いたします。</p> <p>まずは、131ページの部分の第15条の後の利用料金第16条という部分でございますが、指定管理者が施設の貸し出し等で利用料金制を徴収し、みずからの収入とできるように利用料金の規定を追加しております。</p> <p>続いて、次のページの132ページをお開きください。</p> <p>冒頭の第17条として、指定管理者の管理運営を行わせる場合には、この条例中の「使用料」とあるのを「利用料金」と読みかえられるようにしまして、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条の規定中、「教育委員会」とあるものは「指定管理者」と読みかえられるように準用の規定を追加したものでございます。</p> <p>使用料については従来どおり町が貸し出しする場合の名称で、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金でございます。一方で、利用料金という名称については、指定管理者が施設を貸し出しする場合の名称で、私法上の債権に基づく収入とされ、債権となります。</p> <p>また、第17条の規定によりまして、指定管理者が利用者に対して利用許可、利用の制限、許可の取り消し、利用料金の減免等を行うことができることとなります。</p> <p>そして、第18条の委任の規定によりまして、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとなりますので、</p>
--------------	---	--

	<p>榑山副議長</p>	<p>本条例の一部改正に伴い、施行規則の一部改正を3月の教育委員会定例会に提案することとしております。</p> <p>その後の附則としまして、施行期日は令和2年4月1日から、指定管理者施行の前に指定に関する手続や管理を行うための準備行為が行うことができる旨、規定しております。</p> <p>そして、下段の別表（第9条関係）とありますが、おいらせ町みなくる館使用料については、第17条の読みかえの規定により、これを利用料金と読みかえまして、現行の使用料と同じ金額として設定しております。</p> <p>そして、最後に別冊のほうで参考資料として基本協定書をおつけしておりまして、5日の開会日に正誤表をお配りしておりましたので、それについてご説明したいと思います。</p> <p>まずは、別冊の基本協定書の19ページをごらんください。</p> <p>図書館利用に関する業務仕様書でございますが、その一番最後のところに、(2)番、登録に関する業務のエの部分で、「上十三広域定住自立圏」となっておりますが、正式には「上十三・十和田湖」ということが入るといことで、訂正のほうをお願いいたします。</p> <p>続いて、30ページでございます。</p> <p>30ページにつきましては、一番最初に「別記第3（第28条関係）」とございますが、これは「第29条」の誤りでしたので、訂正のほうをお願いいたします。</p> <p>最後、32ページのリスク責任分担表の中の、この表の中の中段ぐらいのところに「備品の毀損・滅失」とありまして、その中の3つになっておりますが、その一番下の「町帰属の備品が経年劣化・特定不納な第三者の責により毀損・滅失」という部分で、費用負担者、町に丸をしてありまして、米印2と書いてありますが、これは米印1の誤りでございます。指定管理料のほうで対応する修繕、原状回復を含むという部分で、採用のほうではないので、米印1といことで訂正のほうをお願いいたします。</p> <p>以上、一部誤りがありましたことをおわび申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
--	--------------	--

<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>29ページの準用の第17条でありますけれども、使用料とか利用料金に読みかえる、教育委員会は指定管理者に読みかえる。読みかえると、今この中で文面を直して改正すると、不都合な部分があるのでこういうことをするかと思うのですけれども、その辺の経緯を説明してください。</p> <p>あと、業者を設定するときに、使用料、利用料込みという条件であったのか、これは多分俺は別格になっていたと思うのですけれども、その辺の経緯を説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榑山副議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>榑山副議長 体育課長。</p> <p>澤上 勝議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目が読みかえの部分の経緯でございますが、この部分につきましては、改めてその利用料金の部分を追加すると、またふえてしまうというか、立法上の技術上の必要からということで、この読みかえ規定というのは認められておりましたので、読みかえることで条をふやすとかなない形でできるということで、こういう設定にしております。</p> <p>あと、使用料、利用料金の部分でございますが、使用料については先ほど言った説明のとおりですが、利用料金の部分には、例えばコピー機の使用料といった部分もございまして、みなくる館のホールとかを貸し出しする利用料金と、一方でコピー機使用料というものも、2つあります。その部分で1枚幾らという形でやっている部分と、そういった部分を利用料金ということで、含めて全部うたっております。</p> <p>答弁漏れは大丈夫でしたでしょうか。以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>榑山副議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>榑山副議長 体育課長。</p> <p>申しわけありません。指定管理者に含むか含まないかというお話、済みません、申しわけありません。</p> <p>指定管理料については、利用料金制採用ということで、その利用収入として指定管理者のものになりますので、それを差し引いた額</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>が指定管理料として支払うこととなります。</p> <p>ですので、68万8,000円という基準の収入額としてこちらで見ている部分、指定管理を見ている部分の収入額とプラス指定管理料で指定管理者を運営していくということになります。これを逆にそうしないと、今度は指定管理料をうちのほうで使用料のままやっていくことになると、会計事務をこちらでやることとなりますし、一方でその指定管理料も68万8,000円をふやして指定管理者のほうに払う必要がございます。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>ちょっと課長の説明、私はのみ込みが悪かったのですが、コピーという使用料があるからこういうやり方をするという解釈なのか、私はすっかり全部利用料に直すのがベターで、コピーの使用料はこの文面の中にはあるのかな。ちょっと俺は今読めないけれども、それは別格でコピー使用料50円なら50円って入れればいい問題かと思えますけれども。</p> <p>それから、今の使用料との差額とかということで今言いましたよね。ちょっとそこも今あなたが答弁したのは、私ちょっとまだ理解できないので、再度お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今の利用料金制の部分のその指定管理料の部分でございますが、指定管理料の中には、その収入分の部分を差し引いて払うこととなりますので、町で使用料としてそのまま町がその料金収入を行うということでいくと、その分の68万8,000円の部分を指定管理料に足さなきゃだめだということの部分でございます。</p> <p>今、その利用料金を指定管理者のほうの収入とさせるための条例改正を行っておりましたので、それによって指定管理料はその収入プラス経費がかかった分の指定管理料ということでお支払いするというのでございまして、使用料のそのままやった場合と、利用料金として指定管理者がやった場合ということで、今回その利用料</p>

<p>質疑</p>	<p>梶山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>金制を導入ということで、指定管理者のところに全て、徴収も含めて任せようというものでございます。そして、その収入も指定管理者が会計処理をして行っていくというこの扱いということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>多分、課長さん方の顔も見ていると、課長さん方も意味わからないような顔をしているような気がするのですけれども、私だけかわかりませんが、簡単に言えば、利用料で指定管理者が取る、66万8,000円を超えた分は戻るという解釈なのか。それから、字句をなぜ直せないのか。</p> <p>それをのみ込んでちゃんと答えないと、私は理解できないね。3度目ですから。</p>
<p>答弁</p>	<p>梶山副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>体育課長。</p> <p>申しわけありません。わかりづらかったのかもしれません。</p> <p>その利用料金は、募集要項でもそうきちんとうたっていたのですが、前回の12月の定例会でもご説明したと思うのですが、例えばそれがふえたとしても、その指定管理者のそのまま収入で戻すとかということはない。逆にそれが68万8,000円が30万円とかって減ったとしても、こちら側は補填しないということで考えております。</p> <p>実際、今までの推移でいきますと、100万円とかを超えることはなくて、40万円台から70万円台ぐらいで推移しておりました。今回3カ年の平均で68万8,000円ということで提示しております。実際、ほとんどの町のその関係団体とかを利用する場合については減免ということ、全額減免しておりましたので、この利用料収入が得られる部分というのは興行的なことをどこかの団体・会社がやる場合ということで、それほど現状の施設の規模等を考えると、幾ら営業をしてもそれほど収入としてはふやそうとかということがなかなか難しいのかなということも考えております。</p> <p>それで、その指定管理者が今の条例の金額を上限として下げると</p>

<p>答弁</p>	<p>梶山副議長 教育委員会教育長</p>	<p>いうことも可能なのですが、これについても指定管理者と協議したところ、そのまま、現行どおりでということで、それを下げてもっとふやそうとかということはないということで確認しておりましたので、今までどおり利用料金の額自体は設定となっております、減免等についてもこちらの規則に従ってもらうということで協定書のほうでうたっておりますので。</p> <p>あと、もう1点が、使用料と利用料金の違いでございます。別冊の6ページのほうをごらんいただきたいと思うのですが、利用料金ということで、その名称の意味は、指定管理者の場合、利用料金というのと、現行、町がやっている部分は使用料ということで変えているということで、そこはそういう形にしているということであります。</p> <p>さっきコピー機の使用料の話をしたので、ちょっとわからなくなっているかもしれませんが、その利用料金のほうにコピー機の使用料も含めてということでの、うちのほうはですね、解釈としては、コピーの利用料金と言わないで、コピーの使用料として今までやっていた関係もあって、それは貸し館とかでもないで、という形で定義しておりますので、利用料金の中にコピーの使用料も含んでいるよということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>教育長。</p> <p>私からも少し。細かいところはまた課長のほうに説明させますけれども、課長の説明でいいと思うのですが、考え方をちょっとお話をさせていただきますが、この指定管理のほうに移行する、もともとのきっかけは、会計年度任用職員のほうに移行するというで経費がかかるので、そういうふうなことで今動いていると。本来であれば、もしかして民間の力をいっぱいかりたいと、活用したいということで、民間の参入にさせていただいて、いろいろ頑張っていたこうということで、本来であれば、もしかしてこういう料金も民間の努力がもしあれば、民間のほうにお渡ししたほうがいいのかもできませんけれども、とりあえずスタートのときはこの一定額を決めて、もし仮にそういうお金が発生したら、それを差し引いて指定管理料として町からお支払いするという形をつくっておりますの</p>
-----------	---------------------------	---

		<p>で、ですから利用料、例えばコピーなんかの利用料としていっぱいお金が入ってきたときは、それを差し引いて指定管理者にお金を支払うと。お金がいっぱい必要以上に、最初のところは必要以上に指定管理者のほうに渡らない形を今、仕組みとしてとっておりますので、こういうふうにし面倒くさい形にはなっているのですが、基本的にはそういう形で一定額が、余り増減のないように指定管理者のほうに町としてお金を渡す形になっておりますので。</p> <p>ですからこの、こういうちょっと細かいところなのですが、全体の5,000万円も6,000万円の中の60万円、70万円の小さい金額ではあるのですが、そういう経理をしていくということになっておりますので、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そういう流れでやっていきますので、よろしく願いいたします。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>12番。</p>
答弁	<p>12番 (松山公士君)</p>	<p>ただいまの教育長の答弁ですと、コピーの利用料金というものが発生すれば、それを指定管理者の当初決めた契約から差し引くというふうには私には聞こえたのですが、先ほどの課長の答弁だと、指定管理者のほうに入ったお金は全部指定管理者が収受すると。どちらを信用すればいいの。何かおかしい答弁に聞こえたよ。どっちなのかはつきり。</p>
	<p>12番 (松山公士君)</p>	<p>体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>コピー機の使用料も貸し館の利用料金のほうも、どちらも指定管理者の収入となります。その分を差し引いて指定管理料というのも、そもそも指定管理料がその分、68万8,000円と見込んだ分で、それが増減があっても補填もしないという形にしておりまして、上回ってもそれをこちらでは町に戻せとかということはないということで、そのまま指定管理者の収入になるということで、指定管理料は変わらないということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>1 2 番。</p> <p>そうすると、先ほどの教育長の答弁はちょっと違うんじゃないの。何かそう聞こえたよ。今の課長の答弁だと、指定管理者の収入になって、その分を指定管理料とか契約から差し引かないということでしょう。だから、そのために指定管理者が、入るお金を自分のところで収受させることができるという条例改正でしょう。入ったのを差し引くなんていったら、これはおかしいんじゃないの。と私にはそう聞こえた。そこが理解できない。もう1回。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>私のほうから少しご説明させていただきます。</p> <p>まず、指定管理料の決め方ですけれども、先ほど社会教育・体育課長が言っておりました指定管理料は、実際かかる経費の全体額から利用料金を差し引きます。それで、その残った分が指定管理料になります。差し引いておりますので、もう指定管理者が、先ほど六十何万円と言っておりましたけれども、それは多分年間の大体平均的な見込み額だと思いますけれども、それ以上減ってもふえても、それは指定管理者の努力によってふえればマージンとしてプラスになるし、減ればそれは損失になるという形です。あくまでも利用料金を引いた金額が指定管理料と渡しておりますので、利用料金自体はもう全く関係なくなります。</p> <p>今の条例改正は、議員おっしゃるとおり、その利用料金を指定管理者がある程度自由にやれる状況にするために条例改正を行うものになります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>1 2 番。</p> <p>今わかりました。そうすると、社会教育課長の答弁が、少しわかりづらく答弁がされている。だから、澤上 勝さんも迷うんだよ。余り難しい言葉を使わないで、これはこっちに行く、これはこっちに来る。それでもいいかもしれないね。もっと簡潔にわかる言葉を</p>

当局の説明		<p>使って説明してもらったほうがいい。</p> <p>以上です。答弁は要りません。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>日程第9、議案第5号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは、議案第5号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は17ページから18ページ、参考資料は119ページになります。</p> <p>本案は、放課後児童健全育成事業において従事する職員の資格要件について、現在5年間経過措置が設けられておりますが、諸状況を勘案し、これを1年間延長するものであります。</p> <p>その内容についてですが、放課後健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブにおいて従事することのできる職員の資格は、平成27年度から放課後児童支援員の資格を有することとなりました。この資格要件ですが、保育士等の基礎的資格に加え、都道府県等の実施する認定資格研修を受講・修了しなければならないこととなっております。</p>

		<p>ります。この都道府県、県の研修ですが、年に1回程度と回数が決まっておりますので、一度に全ての職員が研修を受けることができない等の事情がありました。</p> <p>このため、経過措置として、今年度までの5年間は研修を修了していない者でも職員として従事できる旨の規定が現行条例に設けられているところです。</p> <p>今回、町内の各児童クラブの職員について研修の受講状況を確認したところ、受講できなかった方が2名いることがわかりましたので、この経過措置を1年間延長するものです。</p> <p>条文の詳細説明は新旧対照表で行いますので、119ページをお開きください。</p> <p>新旧対照表中、右側にあります現行条例では、平成32年3月までとしてありますが、改正条例では令和3年3月としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけお伺いします。今5年間の経過措置があつて、この場合はどういうふうな形で雇用しているのか、その中身をちょっと教えていただきたいと思います。募集とかそういうふうなのをちゃんとやっているのか、それともその2名がその研修を受けられないために1年間経過するというのは、根拠が何で、5年の経過措置がありながら、こういうような機会に出られなかったのか。この辺も1つお願いしたい。</p>
答弁	<p>榎山副議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>この放課後児童クラブの、先ほどもお話ししました資格の要件の部分をお話しさせていただきますと、基礎的資格、保育士の資格と、資格に加えて、県のこの認定資格研修というものを受けなければならないという大前提がございます。各施設ともこの2つの要件を備</p>

質疑		<p>えた方を一度に採用するというふうな仕組みになっておりません。基本的には保育士さんとか、今現状のお話をさせていただきますと、保育士等の資格を持った方をできるだけ、直営の児童館もそうなのですけれども、採用するようにしております。</p> <p>そうした上で、春先に例えば研修が行われることになっていきますので、その研修を受けて、このちゃんとした支援員の資格を満たすような形になっておりますので、そういった事情がありますので、こういうふうな、それとあと毎年、その期間がやはり1回ずつしか県のほうで開催しておりませんので、その時期にどうしても参加できなければ、どうしてもずっと受けなければみなしでして、としてしかいけないような状況になっておりましたので、その状況を踏まえまして今、資格を持っていない方等に確認したところ、一応来年度、研修を受講する見込みだということでしたので、1年間延長することといたしました。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>8番。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>いや、私が言っているのは、これからのことじゃなくて、これまで県の認定資格研修というのは改正になって、その5年間経過措置として研修する機会があったにもかかわらず、受けなかったということでしょう。年に1回しかないのだけれども。それでも5回機会があったわけですよ。それでも、今度の来年になれば研修に出ますよというふうな。本来ですと、どうなのですか、これ、資格がなければ。その雇用継続というのはできるのですか。この辺もちゃんと説明してくださいよ。</p> <p>5年の経過措置があって、こういうふうな研修を毎年1回ずつやりますよというふうなのをちゃんと事前に周知徹底しているわけでしょう。それが受けられなかったら、例えば役場の職員だったらどうなりますか。この資格を取って職員として継続していきますよというふうなのが、もし取らなかったら、学校の臨時の先生なんかは、講師なんかは、多分雇用されませんよ。この部分というのはどうなの。ここをちょっともう少しわかるように説明してください。</p>
<p>檜山副議長</p>	<p>町民課長。</p>	

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>おっしゃるとおりの部分がありまして、確かに5年間の経過措置がございましたので、その間に行ければ、本来であればそういうふうな形なのだろうと思われます。ただ、やはり施設の状況、もしくはご本人がどうしても行けないというのは、どこの施設でも、研修に行けないというのはどこの施設でもあろうかと思われます。一応そういった事情を鑑みて、ちょっと行けなかった方が2人ほど出てきているというふうなことでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>あと、運営といたしまして、今2人ほど同じ施設の方がみなしということで、行けていない状況なのですが、この2人の運営について、各施設の運営状況で、この2人の方が今現在、来年度からこの1年間延長しなければ、2人の方が例えばシフトの関係で、例えばタッグを組んで40人、2人で面倒を見なければなりません、2人で対応するということになると、この延長の規定を設けなければ、この運営ができないときがちょっと出てくると想定されておりましたので、1年間延長を設けたものになります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>楢山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>いや、私が何も別にそう難しく聞いているわけじゃないんですよ。だから、この条例を提案する前に、こういうふうな研修を受けていないのが2名いるけれども、この部分については管理者とかそういうふうなのが、児童館の管理者があるわけでしょう。その部分の指示がちゃんと、いや、じゃあ延長しましょうかというふうな指示があったのか、そういうふうなのが、どういうふうな形で判断されているのか。</p> <p>やはりそういうふうな規定があって、その児童館というのは運営されるわけですから、それを遵守しなくても、そういうふうな人は使ってもいいんだというふうな考え方なのか、そこのところをちゃんと、個々の、個人的なことは私は言っているわけじゃないので、施設として運営・運用するためには、それは無資格のみなしでも運用できますよというふうなことであれば、私はそれでいいし、その</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>判断をするのは、したのは誰なのか。この部分を今の現状よりも、そういうふうな、この2点だけちゃんと説明してください。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えします。不足があった場合、お話しただければと思います。</p> <p>そもそものお話をしますと、こちらのほうは放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正にする省令の施行が国から去年の10月3日に達せられております。これですが、どういう状況にあるかといいますと、やはり先ほどもお話ししましたとおり全国的なお話になりまして、全国の児童館のこの職員に、放課後児童支援員について、やはり各都道府県においても当町と同じような研修を受けられないという方が多いという状況に鑑みて、この省令については各市町村の判断において、ここの部分の延長を決めてくださいというふうな内容が盛り込まれております。一応そういうふうな状況を踏まえまして、今回の法改正を行ったこととなります。</p> <p>以上となります。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>済みません、前任の、前にいたものですから、この部分ちょっと補足させていただきます。</p> <p>放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブについての先ほど町民課長の答弁でもありましたとおり、無資格者でも定員の40人規模の例えば児童がいるところに2人配置しなければならないうちの2分の1以上が有資格者であれば、無資格者を採用して運用していいというのが国の基準でもあり、うちのほうのこの今回改正します条例の中でもうたっておりますので、無資格者が仮に現在2名いても、運用上何ら問題ないということと、あとは学歴・資格要件が別にあるという説明もありましたので、本来は研修を受講しなければ、この正規に認められない資格ではありますが、経過措置期間の今まで5年間は、資格研修を受けないという無資格の要件でも学歴資格要件でみなしで資格者としてなるという意味でございますので、今般、研修を受けられなかったという者もあるのですが、県の</p>

		<p>ほうから研修を受講できる人数というのが町のほうに指定されてきまして、その中から漏れる方が必ず各市町村何人かいたものですので、園の都合とかで受けられなかったというよりは、県のほうの受講定員の関係で受けられなかったというのが正解になるかと思うのですが、その分を国のほうで把握している関係で、そこは町の裁量で経過措置を若干延ばしてもいいということだったので、2名程度であれば1年間延長するというので、今般の改正に至っているものでありますので、補足させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長 14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>この放課後児童の事業を行っている場所はどこなのですか。何カ所行っているのか教えてください。</p>
答弁	<p>榎山副議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>町内何カ所の施設で行っているかというふうな質問になろうかと思いますが、こちらのほうの事業は直営が2カ所、委託が2カ所となっております。直営についてはもう皆さんご存じのとおり、木ノ下児童センター、木内々児童センターになります。それから、委託になりますが、あゆみ保育園に併設されております、あゆみ児童クラブ、それから本村こども園のほうに併設されております太陽児童クラブ、計4カ所となっております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>榎山副議長 14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>直営は木ノ下、木内々というのはひまわり館のことでしょう。それで、これは4月1日から指定管理者に移行するわけですけれども、それでも町が責任を持ってこういうふうな事業を、資格を取らせるということになるのでしょうか。</p> <p>それと、このあゆみ保育園とか本村保育園、これは自前でこういうふうな資格を取らせるのではなくて、あくまでも役場が関与して</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>役場の責任のもとで資格を取らせるということになるのですか。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>まず、直営の木ノ下児童センター、木内々児童センターになりますが、こちらのほうについては、全員この支援員の資格を取得しておりませんが、現在以降、町のお金でもって県の資格研修のほうに行かせる予定はありません。今後はその資格の取得、新しい方が入ってきた場合、新しい方については、今度指定管理者側で判断して認定資格研修のほう等に行っていたり形になります。</p> <p>それから、あゆみ児童クラブと太陽児童クラブについても同様の考え方になります。この委託の2施設についても、実際には町としては、先ほども話したとおり、県の研修の案内だけしている形になりますので、その支援員のそのスケジュール等を見計らいながら、そちらのほうの研修に行っていたりしているというふうな状況になっております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。では、みらい館、ひまわり館は移行しますので、役場は今後は、この件に関しては関与しませんよということに。わかりました。そして、このあゆみ保育園、本村保育園の中の放課後児童センターですか、の事業は、この資格を取らせるために1年間延長させますということになるわけですね。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>はい、議員のおっしゃるとおりになります。ただ、1つ、全く関与しないかといえば、一応当町のほうでもそういうふうな資格を持っている方のことは把握していく必要がありますので、その状況に応じて県の研修の案内等を差し上げることはしていくこととなります。</p> <p>以上になります。</p>

当局の説明	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第10、議案第6号、おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、議案第6についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の19ページ、20ページをごらんください。新旧対照表は120ページ、121ページになります。</p> <p>本案は、おいらせ町霊園のさらなる利用促進を図ることを目的とし、区画交換の手続の追加や町外在住者の霊園使用料の引き下げなど、本条例に所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正内容についてご説明いたしますので、120ページ、121ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>まず、区画交換の手続につきましては、第10条に第3項として、利用者からの利用区画の変更申請があった場合には利用区画を変更することができる規定を、第4項として、その場合はもとの区画を原状に回復して返還しなければならないとの規定を追加するものであります。</p> <p>また、第12条には第3項として、利用区画の変更をした場合の使用料及び管理料の差額の取り扱いについての規定を追加するものであります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>次に、町外在住者の霊園使用料の引き下げにつきましては、別表第2のとおり、現行では町外在住者の使用料は町内在住者より割高に設定されておりますので、これを町内在住者と同額にするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決いたします。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p></p>	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p></p>	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第11、議案第7号、おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例及びおいらせ町環境美化条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p>
<p></p>	<p>環境保健課長</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
<p></p>	<p>(柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページ、22ページをごらんください。新旧対照表は122ページ、123ページになります。</p>
<p></p>	<p></p>	<p>本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、奥入瀬川清流指導隊員及び環境美化指導員が特別職非常勤職員の対象外となることから、両者の設置に関する規定を削除するため提案するものであります。</p>

		<p>改正内容についてご説明いたしますので、122ページ、123ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>まず、おいらせ町奥入瀬川の清流を守る条例につきましては、第12条に奥入瀬川清流指導隊員の設置に関して規定されておりますので、これを削除するものであります。</p> <p>次に、おいらせ町環境美化条例につきましては、第21条に環境美化指導員の委嘱に関して規定されておりますので、これを削除するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番。</p> <p>現在は、奥入瀬川清流指導隊員、多分4名だと思うのですが、それと環境美化指導員、これも4名いると思うのですが、この8名の方が今度からなくなると。今まで非常に環境美化、環境保全というものに多大なる貢献をしていらした皆さんでございますが、これがなくなった後、どうなるのかと。その方向性が示されていないので、非常に不安に感じておりますが、これはその後どうなるのでしょうか。</p>
答弁	<p>榎山副議長 環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>柏崎議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>こちらの2つの指導員を廃止した場合に、その後どうするのかということのお問い合わせでございますけれども、今後、新年度からにつきましては、委託によってパトロール業務を継続したいというふうを考えておまして、当初予算のほうにその分の経費を要求したところであります。</p> <p>委託によって同じ人数、同じ回数で行いたいというふうに思っておりますけれども、奥入瀬川の清流指導隊員の業務と、それから環境美化指導員の業務、どちらも町内をパトロールして回って、何か異常があれば町のほうに報告をしていただくというような似通った業務でございますので、その両方を合わせて4人の人数で同じ回数</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>の年間 3 2 回ということでのパトロールを委託をして実施したいというふうに考えているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>1 2 番。</p> <p>方向性としてはわかりました。ただ、同じような人数というわけにはいかないのではないかと。今までのようにはならないと思うのだけれども、パトロールに歩く人がやはり環境問題とかごみ問題について、非常に高い関心を持っており、そしてきちんと目を光らせると、そういうことが必要なのではないかと思えます。果たしてそのような人材を、例えばどの団体に頼むかわかりませんが、シルバーさんなんか頼んだら、そういう方がちゃんと選ばれてくるものなのか、ちょっと不安です。</p> <p>今までは、環境美化委員というのは、多分 6 月から 1 2 月ごろまでかな、町内のごみかご等も巡回して回って、ちゃんと分別をやったり、いろいろしてくれていましたが、今度はそうはならなくなると思えます。よって、環境美化に対して逆行するような流れになるのではないかと非常に心配しております。</p> <p>幸い、町は集団回収のリサイクルに対しても多大なるご理解を示し、奨励金等も据え置いてくれています。そういう中であって、この町をきれいにしていき、環境美化に努めるというふうなことについては、何か後退したような感じが否めません。果たしてこのようなことでもいいのかどうか、非常に心配しておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。先ほど町長ということでご指名のようでしたけれども、先に私のほうで答えられる分についてお答えをしたいと思います。</p> <p>まず、確かにご指摘のとおり、奥入瀬川の清流指導隊員は 4 名でございまして、環境美化指導員につきましても 4 名ということで、計 8 名いたわけですが、それが両方の業務を一緒に委託ということで考えておまして、人数については 4 名にして両方を兼</p>

		<p>ねてもらおうということで考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、委託ということで、今想定しておりますのは、確かにシルバー人材センターのほうを考えておりますが、シルバー人材センターのほうとも十分に協議をして、会員の中で環境問題に関心のある方といますか、町内の美化に関して関心のある方という方を可能な限り人選をしていただくようお願いをしながら、委託のほうをしていきたいと思っております。</p> <p>あと、このことで人数が減ったことによりまして、町が汚くなったと言われないようにしていきたいと思っておりますので、そこは巡回していただく方と町と連携を密にしながら、あと情報交換を密にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>1年経過して、もしご指摘の、ご心配のように、確かに町が汚くなったなというようなことで言われるようであれば、またそのときはやり方も考えながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>町長。</p> <p>柏崎議員が町をきれいにするということに本当に趣旨を理解してもらって、ありがとうございます。</p> <p>まずもって、本来であれば、奥入瀬川は県の管理ですので、県が全部、全面的に管理してくれれば一番助かる話ですけれども、そうもいかないということで、我々町といたしましても、できるだけ不法投棄がないように頑張ろうということで努力してきたわけですけれども、人員の削減ということになるかと思っております。</p> <p>ただ、奥入瀬川の河川敷利用組合、牧草を利用している方もいて、河川の管理は相当よその市とか町に比べますときれいにしてもらっているのかなという部分もありますし、今また県にも強く要望して、奥入瀬川のしゅんせつ等もしてほしいなということで、堤防の脇にある柳等も切り払い、あるいは処分してほしいなをお願いしているところであります。</p> <p>また、先般、田中議員からの河川の堤防なんかの焼き払いということも要望が上がってございましたけれども、そういう部分も含めて、焼くことによって、あるいは汚いものを隠す場所がなくなれば、やはり不法投棄も減るだろうと思っております。また、1年に1回、クリー</p>
<p>答弁</p>	<p>檀山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>ン作戦ということで春、4月ですか、町民の方々にご協力をいただき、ごみ拾い等もしております。</p> <p>そこで、そういう部分はまずある程度は防げるのかなという気がしておりますけれども、やはり山のほうからそっち、環境協力員ですか、そっちのほうの方々の巡回はやはり手薄になる部分もあるかと思っておりますので、先ほど心配しておられたように、ごみに関心あるいは不法投棄に関心の強い、意欲を持った関心のある方でないと、ただ通っただけではだめだよという指摘だと思いますので、そういう部分は、もしシルバーをお願いするのであれば、そういう部分も含めて、そういう選抜、あるいは精錬された方の派遣をお願いしなければならないし、先ほど担当課長が言ったことで、大体ご理解いただいたと思っておりますけれども、これからもそういう部分で、今以上に汚れがふえないようには努力してまいりたいと思っておりますので、もうしばらく様子を見させてほしいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p> <p>町長のお考えもわかりました。うちのほうは、奥入瀬川クリーン作戦と大々的にやっております。これは河川の近くの隣接している町内が参加をしているのが主なのですけれども、十和田市でも大々的にやっています。やっていないのが六戸町です。それで、成田町長、六戸の吉田 豊町長と会ったら、いがどほうもやったほうがいいんでないべかと一言お誘いをかけて、奥入瀬川をきれいにすることを希望します。これは要望です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	
	<p>檜山副議長</p>	

当局の説明	(議員席)	**なしの声**
	檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで休憩をいたします。50分までといたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時36分)</p>
	西舘議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時50分)</p>
	西舘議長	<p>再び議長が議事を進行します。</p> <p>日程第12、議案第8号、おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (西舘道幸君)	<p>議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の23ページから25ページをごらんください。</p> <p>本案は、民法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、債権関係の規定見直しが行われたため、公営住宅制度及び特定公共賃貸住宅制度に係る引用条項等の所要の条例改正をするものです。</p> <p>改正内容について説明しますので、添付参考資料の124ページから127ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>民法の一部を改正する法律の公布により、当該改正事項を踏まえた公営住宅管理標準条例の改正に伴いまして、町営住宅管理条例では、第5条、入居者資格において、被災者に対する入居条件の緩和に係る対象範囲の明確化を加え、第11条、住宅入居の手続では、民法における債権関係の見直しにより連帯保証制度の継続及び要件の緩和について、同条第1項第1号及び第3項を改め、第18条、敷金では、未履行の債務の弁済に関する敷金の規定の新設により、同条に第3項を加え、第4項及び第5項を改め、第41条、住宅の明け渡しでは、民法第404条に規定する法定利率の変動化により、同条3項中、年5%の割合を法定利率に改め、第49条では、現在において任命していない町営住宅管理人について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日以降は非常勤特別職には該当しなくなることから、町営住宅管理</p>

質疑	西館議長	<p>人を廃止するため、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項に改めるものです。</p> <p>また、町特定公共賃貸住宅条例に関しても、前述の町営住宅管理条例に準じ、入居手続に関する第9条第1項第1号及び敷金に関する第15条関係並びに法定利率の変動化に伴い、明け渡し請求に関する第20条第3項の所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p>
	12番 (柏崎利信君)	<p>12番。</p> <p>現行で敷金というのが出てきますけれども、今まで私は町営住宅には敷金はないものだと思って、ずっと思ってきたのですが、敷金はあるのであれば、家賃の何カ月分なのか。さまざま家賃は段階があると思います。安いところもあれば高いところもありますけれども、そこはどうなっているのか。</p> <p>それと、保証人の連署というのは現行ではあったわけですが、これがもう一步踏み込んで連帯保証人と、こうなっていますので、より厳罰というか、厳しい内容になっているわけですね。連帯保証人と保証人とはえらい違いでございまして、連帯保証人は借り人と同一の債務をきちっと履行しなければならないと、そうなっていますから、保証人はもっともっと緩やかなんですよ。</p> <p>ですから、なぜこれは保証人から連帯保証人に移行したもののなのか。そのあたりの経緯とか、まずその2点をお願いします。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、敷金については今ちょっと資料のほうを探していて、条項を見つけられないでいたので、ちょっと後にさせていただきますが、連帯保証人にした経緯につきましては、先ほどおっしゃいましたように、少し強目といいますか、連帯性を持たせるというふうなこと</p>

		<p>で、結局、普通の保証人ですと、保証人それぞれが意見を言うことができるというふうなことで、断ることができるのですけれども、やはり連帯にすることによって、ある程度その保証人の方にもその負担をしていただくということで、別な条項のほうでも連帯保証人というふうにきちんとうたわれているものですから、今回保証人を緩和する関係、1人、今まで連名だったものを1人というふうなことで緩和することに際して、それでははっきりとした連帯保証という形で今回は取り組みましょうというふうなことで、改めて連帯という言葉を追加したものであります。</p> <p>敷金に関しては、ちょっと今条項を見ますけれども、敷金、2カ月か3カ月かどちらかだと思うので、今ちょっと確認して後に再度お答えしたいと思います。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>12番。</p> <p>敷金は大事だと思います。ですから、これ、法定利率というふうに改正案では出ています。125ページにね。それで、現行では年5%とありますけれども、これも法定利率だと何%ですか。14.6ぐらいじゃないのかなと思うのだけれども、それで年5%の割合によると、現行では大幅に利率が高くなるのではないかというふうに思っています。</p> <p>それと、今後入居する人が連帯保証人というふうな枠組みにとらわれるのであれば、なかなか見つけられないかもしれません。必ず連帯保証人を要することなのであれば、町はそれを見つけれないといったときに、どう対応するのか。病院でも医療費を払えないという人がいると、保証人、例えばお年寄りの方でもって成年後見人になるとか、そういったこともありますので、保証人を見つけれない人の対応というのかな、なければ入居はだめという、そういう厳密なものなのか。</p> <p>それと、法定利率、何ぼですか。お聞かせください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>保証人が見つけられない場合というふうなことで、今回の保証人</p>

質疑	(西館道幸君)	<p>の法改正の大きな目的は、やはり低所得者に対し……(「連帯保証人」の声あり) 済みません、連帯保証人の見つけられない方というふうなことで、今の民法の改正におきましては、極力その低所得者の方が入居する公営住宅でありますので、保証人を見つけれない場合にでも入れるような配慮をしてほしいというのが、この改正の趣旨ではありました。</p> <p>ただ、町としては、やはり保証人がいないと、要するにある程度連帯保証人がいることによって、滞納に対する部分での強制力もありますし、例えばひとり暮らしの方が退去されると、亡くなって退去されるという場合に、中を整理したりする場合に連絡をするという場合にも、それに対しても連帯保証人をつけることによって、ある程度強制して退去を促すこともできるというふうなことで、連帯保証人等をつけない場合には、退去の命令を、その連絡先を受けた方にもしやっかとしても強制力を持たないので、荷物の片づけ等がちょっとできないんじゃないかなというふうな不安等もありまして、今回は1名というふうなことで緩和をさせていただいた形で連帯保証人をつけさせてもらうということになりました。</p> <p>その緩和の措置としましては、どうしても見つけられない方に関しては、保証協会等がありますので、一応そちらのほうに相談して保証をつけてもらう、あるいは町外とか県外でもよろしいのですけれども、3親等とか以内の身内の方をお願いして保証人になってもらうとか、そういうふうな緩和措置については規則のほうで制定して対応したいと。どうしてもという場合は、これは町長が特別認める場合というふうなことになりますので、その状況を勘案した上で対応していくというふうなことになるかと思えます。</p> <p>敷金の先ほどの件でしたけれども、一応3カ月というふうなことになります。法定利率につきましては、14.5%ということになります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	12番。
	12番 (柏崎利信君)	<p>ただいまの答弁ですと、入居をする条件を緩和するというような言葉も出てきたかと思うのですが、保証人ではなくて連帯保証人ということであれば、これは緩和ではないですよ。明らかに厳しくな</p>

		<p>っているわけです。それで、連帯保証人を見つけられないという方には保証協会が保証するとか、連帯保証人を見つけられない人が保証協会ではどうだべな。私は難しいと思うけれども。だから、そのほかにそのような弱者の方たちに対する、そのセーフティーネットを張れるような体制ができないと、難しいと思います。</p> <p>それで、ついでにしゃべれば、町営住宅からもう退去している人たちもたくさんいるのですけれども、町の財産である町営住宅がそのままに放置され、何ら入居者を募集していないといったような現状もございます。だから、そのことは今これには関係がないのでいいですけれども、私は緩くなったんじゃないで、厳しくなったと思うんですよ。課長は、これは入居条件が緩和されたと、そのように解釈をしていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>緩和という部分は、連帯保証人という部分ではかなり強くはなったと思います。今までは2人の保証人が必要だったというふうなことで、なかなか近くに見つけられないというケースが多々あったようでございます。ですから、その点に関しては、1名というふうなことになったわけですから、その点では緩和になったのかなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1番 (佐々木 勝君)</p>	<p>次に、1番、佐々木 勝議員。</p> <p>1番です。</p> <p>いろいろこの町営住宅の条例、わかるのですが、今向山とくるみ団地、あともう一つ、くるみ団地のそばの建っていると思うのですが、こういうのも全部適用になって、あとその入居、町営住宅の入居割合、どれぐらい入っているか。さっき言いました向山団地とくるみ団地の、あれも町営住宅としてみなして、通常に入居者を募集しているのかお聞きしたいのですが。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>地域整備課長。</p>

答弁	地域整備課長 (西館道幸君)	<p>今、町営住宅の入居の状況になりますが、全部で管理戸数が一般で286、特定の公共で14で、全体で300の管理戸数がございます。そのうち今現在入居しているのは、一般で230、特定公共で13、全体で243というふうなことでございます。</p> <p>空き家の戸数になりますけれども、そのうちの一般で56、特定で1、合計で57が空き家の状態というふうなことで、そのうち政策、今言ったような向山住宅等のもう入れないような住宅については38戸が政策空き家というふうなことでございます。</p> <p>済みません、先ほど柏崎議員からの法定利率でしたが、民法の場合は3%というふうなことでございます。失礼いたしました。訂正いたします。</p>
質疑	西館議長 1番 (佐々木 勝君)	<p>1番。</p> <p>空き家が38というのは、これはやはり古いほう、くるみ団地及び向山団地、あとそのくるみ団地の隣、あけぼのでしたっけ、もう1軒古い家があるのが。(「いちょうです」の声あり) いちょう団地ですね。この辺の将来的なあれはやはり、あのまままた修理して住む、耐震とかを考えれば、非常に状況的に見ればもう危ないというか、ほとんどもう風が通り抜けるような建物に私は、一応3カ所全部回って見たのですが、見えました。</p> <p>今後の取り組みとして、将来的に建てて町の活性化、人口の増加につなげていくのか、それとも検討中でどうするのかはまだはっきりしないというのであればあれなのですが、その方向性を教えてもらえればと思います。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、佐々木議員の質問にお答えします。</p> <p>いちょう団地、くるみ団地、この2つと向山団地というふうなことで、長寿命化計画というふうなことで、来年度まである計画がありますけれども、その計画の中での更新時期が再来年に迎えるのですが、その計画につきましては、新たな住宅を整備する際に必要な計画になりますので、改めて今回はそれを更新はしないというふうなことはしております。</p>

		<p>ただ、その中で今後、じゃあ町でどういうふうな計画でいくのかというふうなことで考えたところ、いちょうとくるみ団地につきましては、どちらもかなり老朽化しているというふうなことで、いちょう団地側には災害公営住宅が5棟整備されているというふうなこともありまして、できればくるみ団地のほうを廃止して、いちょう団地の災害公営のところにとまった形で住宅団地として形成できればいいのかなと。</p> <p>くるみ団地の町有地の部分につきましては、条件がいい場所になりますから、将来的には売却したほうがいいのかというふうな考え方で今のところは設定しております。</p> <p>向山団地につきましても、もう戸数が大分減ってきておりますので、その方々がもう退去することになった際には、そこにつきましても町の町有地になっていますので、分譲していくような考え方で、廃止というふうな方向性で今のところは考えているところです。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>1 番です。</p> <p>状況はわかりました。空き家も38ということで、また多分今回、ことしも募集は何月かかけると思うのですが、やはり新しいほうに入ってだんだんいくと思うので、やはりその辺、状況を見ても人口増、あとおいらせ町に来た方から見れば、やはり町営住宅がこれがそうなのというふうな感じを受けると思うんですよ。普通は、私も初めて来たときは、何でこんなに格差があるのだろうと思っていましたので、その辺方向性を示して、町民の皆さん、あとは町外の皆さんにも、こういうことに取り組んで積極的にやはり住民を第一に考えて取り組んでいますということをもっとPRして、人口増加につなげていければなと思いますので、今後もっと考えてほしいなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番</p>	

答弁	(西館芳信君)	<p>まず、先に12番、1番議員と大いに重複する部分からお尋ねいたします。これは本当のゴールというのは、連帯保証人を付することによって得る、その法律効果がこうなんだよと、法律効果を得ることが目的だと思うんですよ。ただ連帯保証人という文言を付すということではなくて、それによってどういうふうなメリットが役場側にあるかと、町側にあるかというふうなことをしっかり語らなければ、12番議員が言ったように、それさえはっきり言っておけば、今のこの問題が緩やかになったのか、厳格になったのか、おのずとはっきりするはずですよ。そこが欠けているから、結局そういうふうなことになる。</p> <p>それから、もう1点は、民法の5%、それは一般的な債務者に対しての債務不履行、それが5%というのが、このご時世では5%が高いんじゃないのかなということ、近年それが引き下げられたというふうなことで、5%というのはもう私とすれば高いし、それから14.5%というのは、いわゆる違約に対する懲罰的な意味があってそこまで高くできるということ、今まで運営してきた、産業団体でもどこでも運営してきたわけけれども、それをそのまま14.5%で役所たるものがそのまま受け継いでいいものかと。この姿勢、これがどうなっているのかというふうなことについて、まず2点お願いします。</p>
	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	<p>連帯保証人に関する部分がなかなかうまく説明できなくて大変申しわけなかったと思います。連帯と保証人とは大分違うというのは皆さん理解していることだと思いますけれども、やはり保証の関係で、債務を履行しないときに、かわってその債務が履行できるかどうかというふうなことで、連帯がつくことによって、その債務も負担してもらおうというふうなことで、先ほど来言っているように、保証人だと、その債務についてはそちらのほうでやってくださいと言えども、その方は債務を履行しなくてもいいというふうなことになるという部分では、確かに連帯をつけることによって、保証人としての強化がされるというふうな部分では、緩和とは言わないのかもしれないかもしれませんが、ただ、先ほど訂正したことでの質問での法定利率につきましては、私は町のほうの14.5%をそのまま言っ</p>

		<p>で大変申しわけないことをしましたけれども、5%から3%に緩和されたということで、そこにつきましては緩和ということで訂正させていただきますと思います。</p> <p>さらに、今回の改正では、この保証人を設けることによって、極度額を設けてくださいということで、全ての債務を負担するものではないですよというふうなことになります。その極度額の設定については、各市町村の裁量によりますよということになっておりまして、それは規則のほうでこれから定めますけれども、町としてはおおむね12カ月分をその債務の極度額として設けたいなというふうには考えているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>1点目につきましては、これで終わりたいと思います。</p> <p>2点目、ここがなかなかこの条例の文言を、条例の文章を見ることがなかなかないものですから、今になって質問するのも大変お恥ずかしいことなのだけれども、この特定公共賃貸住宅条例というふうな、この特定公共賃貸住宅というのは、これは定義は何ですか。私たちは普通、町営住宅、町営住宅って、皆同じかなというふうに思っているのだけれども、こういうふうに特定をつける、その定義、それがまず1つ。</p> <p>それから、ちょうど私もこのことについて質問しようかなと思っていたときに、課長がおっしゃたですけれども、政策空き家、政策住宅だか政策空き家、これの本当の定義は何ですか。私も今まで漠然と聞いてきたのだけれども、これはちゃんとしたその法律、法令の中には恐らくないと思うのだけれども、所管課で便宜的に使っている言葉だとしても、それを定義的にどういうふうに捉えていますか。</p> <p>2点お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、1点目の特定公共賃貸住宅の件でございますけれども、通常でありますと町営住宅につきましては、低所得者向けというふう</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>うなことになりますが、この特定公共賃貸の場合は中堅所得者層に対しても住宅を提供するというふうなことで設けられたものでありまして、下田地区の中下田団地と奥入瀬団地のほうに、それぞれ合わせて14棟ほどあるというふうなものになります。</p> <p>そして、先ほどの政策空き家につきましては、便宜的に町のほうで政策的に入居をさせていないというふうな空き家というふうなことで、政策空き家という言葉遣いをしているものでありまして、修繕をしてももう入るにたえないような住宅の状況になっているというふうなことで、そういうふうな取り扱いをしていると思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>1点目、特定公共賃貸住宅ということについては、八戸でもどこでも、うちのほうでも中下田ですか、いや、こういうところに俺も入りたいなというふうな、いい町営住宅がどんどんできていると、あれのことを一定以上の収入の方々が応募できる場所なんだなというふうにわかりました。</p> <p>それから、2点目につきましては、ちょうど課長が事前に政策的なことをお話ししましたので、なるほどそれと連携・連帯した考え方なんだなということもわかりました。</p> <p>それで、私の今の質問の本質に入るのですけれども、旧下田地区には住宅、町営住宅がかなり分散されて、向山だとかあります、何戸も。ところが、旧百石地区は、本町地区1点だけです。はっと気がついたら、これは一体何なんだと。恐らく私は都市計画の中にあるのかなと思うのだけれども、これはどうかなと、ここでやめてしまえば4回目になるから続けますけれども、この違いは一体何なのだろうと。そして、これをまず疑問を解消したいと。</p> <p>それから、今甲洋地区、1学年20人をもう割っている状態、それが普通の状態になってきました。昔のことを話してもどうもならないけれども、私たちの時代は、例えば甲洋地区であれば、二川目小学校65人、それから一川目が73人ぐらいありました。そうすると、ここだけで百三十何人ぐらい、140人近くあるはずですよ。それが今20人という状況になってきた。もう学区の再編成とかな</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>んとかと、とても間に合わない。全員が木ノ下に通わなきゃならなくなる時代が来るのかなというふうに思います。</p> <p>それだけで済むのだったらまだしも、やはり学校というコミュニティー中心にして、そのコミュニティーを保つということは非常に重要だということを考えれば、我が甲洋地区、何でこの若い人たちが住んで、そして小学校が近い、その空き家もあいています。かつて平野議員が質問したようにあいている。そういう優良空き家に順番をつけて、いわゆる準町営住宅化にして貸してもいいし、町が買い取ってもいいし、何億もかけてまた政策のそれこそ町営住宅を建てるというのであれば、何十棟もそれができるわけですから、そういうふうなことともにですよ、甲洋地区に来てもいいんじゃないかと。それを阻む隘路は何なんだと。まずそこを。それが、私が今しゃべった、旧百石地区にもっと分散させるというふうなことは可能かどうか。その辺の見通し、担当課の方でもいいですし、副町長、町長でもいいですので、お聞かせください。</p>
	<p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>今の西館議員の質問に正確に答えることはできないかと思えますけれども、確かに百石地区については、町営住宅についてはもう一定程度の整備で終わっている。下田地区についてはかなりの戸数が整備されているというのは、それぞれ両町のその町営住宅の考え方の違いだと思います。</p> <p>百石地区につきましては、ある程度民間の住宅等も整備されているというふうな部分で、町営住宅がそんなに必要なのかなというふうな考え方で、余り数をふやしてはこなかったように感じます。ただ、下田地区に関しては、ある程度その町営住宅を建てることによって、住民をそこに呼び込みたいというふうな意思も、その政策の中であると思えますし、それで特定公共につきましても、下田町がその部分の中堅層も取り込もうというふうなことで、政策的に取り組んでまいったというふうなことがあるかと思えます。</p> <p>近年の状況を見ますと、大分民間の住宅等もふえてきておりますので、全て町営住宅を新たに建設してやるという手法のほかに、民間住宅も活用した形で何とかできないかなというふうなことも、実は今の長寿命化計画を見直す際に、その辺も含めながら考えていき</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>たいなというふうな思いでございました。</p> <p>ただ、甲洋地区にどうしてないのかなというふうな部分に関しては、ちょっと私も何とも言えないところはありますけれども、確かに全くつくれないというふうなことはないとは思いますが、その辺につきましては、ちょっと事情についてはよく私もわからないので、今後、もしそういうふうな部分で新たな整備の可能性があるとするならば、検討することは可能かなとは思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長か副町長からもう一言ということでもありますから、旧下田の時代の町営住宅の配置と、今少し、50年ほど前のことを思い出しております。そうすると、あの当時は三田にもありましたし、芦野にもありましたし、向山に、阿光坊にもありました、古墳館のところですね。あれはもう不要だということで、町で建物を建てないということで、空き地として置いているうちに古墳館の話が出て用地になりました。</p> <p>そして、はっきり言って、昔は若い人たちも多かったし農家も多かったということで、農家の次男・三男が、住む家をすぐ建てられないような状況の中で、各集落に住宅を配置したのではないのかなという過去のことを少し思いつつ、というと、逆によくわからないで想像で言うのは大変軽率ではありますけれども、百石のほうはある程度豊かな暮らしがあって、町営住宅を建てなくても、各戸が必要であればすぐ次男・三男にでも家を建ててあげられた時代もあったのかなというふうに想像しております。</p> <p>そういう部分で、今になるともうどんな人でもというか、サラリーマンでも、年間そんなに収入がなくても、ローンを組めば家を建てられる時代になって、時代の変遷とともに町営住宅が少しずつ不要になってしまっている部分があるのかなという気がしております。</p> <p>そして、またいろんな部分に町営住宅を建てたらどうでしょうというご意見、ご提案もあると思います。これからは、町も大変窮屈な部分がありますので、もし皆さんと相談になる、あるいは町民の</p>

質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	<p>方々との相談になると思いますけれども、もう民間のアパート経営あるいは賃貸の方々に、住んでくださるのであれば、町で家賃の一部を補助して、そしてそうすることによって、民間の発展にもつながっていく部分も出てくるのではないのかなという思いがしております。ただ、それとて、そう一朝一夕にはできないので、何年というスパンで考えなければいけないので、自分はそういうふうな考えも持っているということ覚えていてくださればと思います。</p> <p>旧下田のほうはそういう部分で、人口急増についていけない部分で、町営住宅が政策的につくられたなという思いがしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番。</p> <p>ちょっとお聞きしたいのですが、126ページを見ていただきたいと思いますが、49条で現行の住宅管理員及び町営住宅管理人ですか、の関係が改正後、町営住宅管理員が1つになるというふうなことになっていきますけれども、この違いをまず、同じ管理人でも、違いを教えていただけますか。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>26ページ、参考資料のほう、町営住宅管理員と住宅の管理人というふうなことの違い、住宅の管理員というのは、これは町の担当職員になります。そして、町営住宅の管理人といいますのは、今現在では非常勤特別職として配置されておりますけれども、実際のところは町のほうでは、この方については任命してはおりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	<p>15番。</p> <p>皆さんもご存じのとおり、町営住宅に入っている人たちは、町内会にほとんど入っていません。それらがあって、連絡をとるためには管理人がいれば、その人を通じてその町営住宅の方々に連絡をし</p>

		<p>てもらおうとか、いろいろまた地域の美化の関係、環境問題等の話ができただけですけども、それがないということは、今度は役場のほうに直接、その管理人ですか、がいるということで、そっこのほうへ行っていろいろ話をしなければならないと。今までもそういうふうにはなっていましたけれども、それがはっきりしたということですか。</p>
答弁	<p>西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長</p> <p>おっしゃるとおりでありまして、今までも住宅管理人につきましては置いておりませんでしたので、町の担当者のほうに入居者の入居の確認等は行っておりました。</p> <p>さらには、最近でございましたのは、やはり個人情報の関係もありますので、やはりその辺は一元化したほうがいいのかというふうな部分もありますので、住宅に住んでいる方の個人情報につきましては、町のほうで一括管理しているというのが現状であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>これは話が違うのかもしれないですけども、町内会のほうの兼ね合い、やはり町のほうでも、どういうふうな案内をして、町内会に積極的に入るような案内をしているのかどうか、そこら辺を聞いておきたいなと思いますけれども。</p>
答弁	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>町内会に対しての加入というふうなことでの取り組みということでのご質問かと思いますが、町のほうといいますか、こちらのほうでは、例えばの話ですけども、イベント等、みんなのフェスタとかそういうイベント等で、町内会の活動状況ですとか、そういったものをPRするなりして、チラシを配ったりとか、あるいはこういう町内会でこういうお祭りをやっていますよというふうなことで、加入してはどうですかというふうなことをしたりですとか、あとまちづくり防災課のほうでもいろいろと町内会長を通じて、いろいろ</p>

答弁		<p>さまざまなメリット等があると、町内会に加入すればメリットがありますし、町内会の活動をすることによって、町内会にさまざまな補助制度等もあるというふうなことで、町内会長を通じていろいろとお知らせをしているところでございます。</p> <p>あと、町内会といいますか、ほかから転入したりですとか、そういった方が町民課のほうですけれども、そちらのほう、転入してきたときにチラシ等を配付して、町内会でこういう取り組みをしておりますので加入してくださいというふうな、そういうチラシを配ったりとか、そういう取り組みはしております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	<p>うちのほうの町営住宅に入る際も、入居の説明をする際に、この住宅についてはどここの町内会でどなたが会長になっているのというふうな、町民課で転入とかの際に渡すような資料で、町内会の加入をお願いはしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。
	西館議長	初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	なしと認め、討論を終わります。
	西館議長	これから議案第8号について採決をいたします。
	西館議長	本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
西館議長	異議なしと認めます。	
	よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	ここで会議時間を延長します。	
	日程第13、議案第11号、おいらせ町洋光台団地定住促進条例	

<p>当局の説明</p>	<p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>を廃止する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書30ページ、31ページをごらんください。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計、いわゆる洋光台団地分譲事業に係る県事業団会計の清算に伴い町直営による販売方式に移行するため、関係する条例について廃止等を行うものであります。</p> <p>概要等につきましては、さきの2月20日開催の議員全員協議会においてご説明しておりますが、改廃する条例は、おいらせ町洋光台団地定住促進条例の廃止と、おいらせ町定住促進条例の一部改正の2本となります。</p> <p>まず、洋光台団地定住促進条例の廃止であります。本制度は、県事業団分譲地、坪単価約10万円で購入後、10年以内に住宅建築した場合に、通常であれば坪当たり4万円、東日本大震災被災者であれば坪当たり6万円を助成し、民間取引価格と均衡や販売促進等を図ろうというものでありましたが、町直営販売方式への移行に当たり、これまでの事業団単価から助成金を差し引き、土地単価を引き下げ設定すること、あわせて東日本大震災被災者向けの加算の取り扱いについても再考し、制度そのものを廃止するものであります。</p> <p>次に、定住促進条例の一部改正の関係であります。議案書後ろのほう、133ページ、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>133ページになります。定住促進助成条例は、町外からの転入者向け住宅取得等助成金制度として平成30年度から運用しているものでありますが、制度設計上、適用除外を設けており、洋光台団地定住促進助成金交付者には、重複交付をしないものとしておりました。</p> <p>このたび、洋光台団地定住促進助成金制度を廃止すること、及び町直営販売単価が民間市場取引単価と同等になったため、町直営分譲地購入者も定住促進助成金対象者に該当させ、早期完売を図るべく当該条例の適用除外規定を削除するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--------------	---------------------------	--

当局の説明	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第14、議案第12号、町道の路線廃止についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
地域整備課長 (西館道幸君)	議案第12号についてご説明申し上げます。 議案書の32ページから33ページをごらんください。 本案は、認定路線の起終点の見直し等により、町道の適正な管理を図るため、道路法第10条第3項の規定に基づき、認定済み路線、深沢3号線ほか1路線、延長563.8メートルの路線廃止を提案するものであります。 なお、路線廃止の路線図は、添付参考資料の134ページに記載しております。 当該2路線は、法定外道路として移管を受けた際に町道認定したものであり、現況を確認したところ、道路として利用されていないことから廃止するものであります。 以上で説明を終わります。	
西館議長	説明が終わりました。	

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第12号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第15、議案第13号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	議案第13号についてご説明申し上げます。 議案書の34ページから35ページをごらんください。 本案は、町道整備事業等により整備された洗平2号線ほか1路線、延長216.7メートルの適正な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき町道として認定するため、提案するものであります。 なお、路線認定の路線図は、添付参考資料の135ページに記載しております。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。

当局の説明	(議員席) 西館議長	初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第13号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第16、議案第14号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。 議案書の36ページ、37ページをごらんください。新旧対照表は136ページから138ページになります。 本案は、構成団体である三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。 改正内容は、組合規約別表より三戸郡福祉事務組合を削除するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

	(議員席) 西舘議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第14号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西舘議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西舘議長	<p>日程第17、議案第15号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p>
当局の説明	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書38ページ、39ページ、新旧対照表、後ろのほう、139ページになります。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費について、当該事業団の計画に令和2年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するもので、当町の来年度の負担額は14万1,000円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	西舘議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>1点だけ。令和2年度において負担する額が当町は14万1,000円。これを見ますと、南部町が15万1,000円、東北町が15万円、積算根拠が人口、面積になっているのか、それにしても人口の少ないところが多くて、面積が広い、多いところが多いのかなというふうな、積算の根拠はわかりますか。</p>

	西館議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	負担金算定の根拠についてご説明いたします。 負担金算定につきましては、均等割、それから基準財政需要割額、委託事業割額、この3種類からなっております。特に委託事業等がないところは均等割と基準財政需要額の割で、それぞれ合計額に対しての案分で負担する額が決まっております。 以上であります。
	西館議長	8番。
質疑	8番 (平野敏彦君)	当町の場合は、そうすると均等割で幾ら、基準財政需要額というのは、これは交付税の基準財政需要額なのか。この中身をお願いしたい。事業団に対しての委託というのは多分ないと思いますけれども、このほかのほうというのは、そうすると基準財政需要額が多いのか。これはさっき言った、当町より多いところ、南部、東北町、この部分との差というのは何なのか、説明いただきたいと思っております。
	西館議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 たしか委託事業割額のほうは、来年度から当町は百石住宅用地会計を廃止しますので、その部分は加味されてございません。均等割額と基準財政需要割額になります。特に基準財政需要額割につきましては、議員おっしゃるとおり、普通交付税の基準財政需要額を対象としてございます。南部町、それから東北町が多いのは、おいらせ町より基準財政需要額が多いからになってございます。 以上です。(「額」の声あり) 均等割の額であります、済みません、手元にある資料が平成29年度分でございますが、均等割の額は12.5%、額にして一律4万2,000円になってございます。それ以外の部分が基準財政需要割額になりますが、大体4万2,000円を除いた分が基準財政需要割額になるものと換算されますが、ただ、あくまでも先ほど言ったとおり、29年度分での算定になりますので、大変申しわけありませんが、来年度の具体的な積算根拠については詳細を調べ

<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>て後日報告いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>これは来年の負担する額なわけですね。今提案しているわけですから、当然この数字の根拠というのはあるわけですよ。何で29年度の基準で答弁するのですか。わからないのではないですか、それだと。わからないですよ。</p> <p>基準財政需要額がそうすると、当町は南部町より、そしてまた東北町より少ないというふうなことになるというふうなことですけれども、これでいったら、例えば需要額がこの2町よりも少ないというのは、例えば公共施設とか人口は当町が多いわけですから、これ、差額が出てくるというのは、ちょっと私は、じゃあ公共施設とかそういうふうなものが、南部町、東北町は多いのか、かかる経費の算定になる。東北町の場合は陸上競技場とかさまざまなスポーツ施設があつて需要が出てくるというのかなと思うのですけれども、南部町は特にこれというふうなものも、私は見当たらないなというふうな思いで、本当にこれだけのちょっとした額ですけれども、町のそういうふうな人口の多いところが、面積が多いところよりも少なくなっているというのに、均等割は12.5%ということですから、相対的な額で割っていけば出るわけで、この需要額のところというのがちょっと理解できないのですけれども、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>大変申しわけございません。令和2年度の負担金算定に関する資料のほうは今、手持ちにございませぬ。きちんとしたものを、資料を用意をして、後刻、報告させていただきます。</p> <p>それから、基準財政需要額につきましては、各市町村でも算定したものを事業団のほうに報告をして、それで算定したものでございます。基準財政需要額の算定の考え方につきましては、財政担当課長のほうから答えさせます。</p>

答弁	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>基準財政需要額について、その概略についてお答えしたいと思います。</p> <p>基準財政需要額は普通交付税の算定に使われるものでありまして、基本的には人口、それから町の面積、それから細部にわたって見ますと、公債費で幾ら返しているだとか、町道の延長だとか、そういった部分、いろいろ加味されておりますけれども、基本的には人口と面積、ここに占めるものが大きな割合になっているかと思えます。</p> <p>その算定の過程において、公共施設の数とかそういったものについては、算定の根拠になかったなというふうに記憶しております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。4時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後3時48分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後4時00分)</p>
	西館議長	<p>ここで、政策推進課長より8番、平野議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>政策推進課長。</p>

答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>議長のお許しをいただきまして、先ほど議案第15号において答弁漏れがありましたので、ご説明いたします。</p> <p>来年度におけます青森県新産業都市建設事業団負担金の積算の考え方でございます。</p> <p>一般管理費、議案書39ページ、ちょっと見ていただきますと、トータルが576万円となっております。まず、これを青森県が半分、残りの市町村で半分ずつ分けるということになります。そして、八戸市から南部町までの分が288万円になります。それに対して均等割、基準財政需要額割、委託事業割でそれぞれ案分することになります。</p> <p>うち均等割額につきましては、10%、288万円の10%でありますので28万8,000円、これを8市町村で案分することになりますので、1市町村当たり12.5%になります。金額にいたしまして3万6,000円です。</p> <p>次、基準財政需要額割になりますが、こちらは288万円に対する60%、トータルで172万8,000円になりますが、これを八戸市以下8市町村で前年度の基準財政需要額割でそれぞれ案分することになります。ちなみにおいらせ町の場合は6.07%、金額にいたしまして10万5,000円になります。先ほどの均等割額と基準財政需要額割合合わせますと14万1,000円ということになります。</p> <p>あと、南部町、東北町等々、多いという話がありましたが、基準財政需要額そのものが増えてございます。東北町については、率でいいますと6.58%、おいらせが6.07でありましたので、約0.5%多くっておりますし、南部町の場合は案分率で6.66%、こちらのほうもおいらせ町より0.59%ほど多くっております。こういった関係で東北町、南部町のほうが多いということでございます。</p> <p>なお、負担金算定の一覧は手元でございますので、後ほど平野議員のほうにお渡ししたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>日程第18、議案第16号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。</p>
----	-------------------	--

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第16号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は40ページから49ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額から566万1,000円を減額し、予算の総額を99億7,604万4,000円とするものです。</p> <p>45ページをごらんください。</p> <p>第2表継続費補正は、多目的ドーム整備事業について年割額を変更するものです。</p> <p>46ページをごらんください。</p> <p>こちら第3表繰越明許費補正は、小学校施設非構造部材耐震化事業について、国補正予算による繰越事業として追加するものです。</p> <p>47ページに移ります。</p> <p>第4表債務負担行為補正は、令和2年度に実施します議会広報印刷製本業務委託料ほか4件の事業につきまして早期発注の必要があることから、年度開始前に契約手続のみを行う、いわゆるゼロ町債事業として設定するものです。</p> <p>48ページをごらんください。</p> <p>第5表地方債補正は、2件の事業の追加、4件の事業の限度額変更及び1件の事業の廃止を行うものです。</p> <p>それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の令和元年度一般会計補正予算(第5号)に関する説明書をご用意いただきたいと思います。</p> <p>初めに、歳出の主な内容について説明をいたします。18ページをお開きください。</p> <p>18ページの2款1項4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金4,617万2,000円の増額は、後年度の公共施設整備のため計上するものです。</p> <p>26ページをごらんください。</p> <p>26ページの3款1項1目社会福祉総務費の19節プレミアム付商品券事業交付金1,770万5,000円の減額は、事業費の確定に伴い計上するものです。</p> <p>27ページに移ります。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の19節地域介護・福祉空間整備等施</p>
--------------	---------------------------	--

	<p>設整備交付金 683 万円の追加は、国庫補助によりグループホーム等にエアコン設置費用の交付を行うため計上するものです。</p> <p>また、28 節介護保険特別会計繰出金 2,946 万円の減額は、当該特別会計における介護給付費の減に伴い計上するものです。</p> <p>28 ページをごらんください。</p> <p>3 款 2 項 2 目児童措置費の 20 節子どものための教育・保育給付費 3,040 万 3,000 円の増額は、公定価格の増額に伴い計上するものです。</p> <p>30 ページをごらんください。</p> <p>4 款 4 項 1 目病院費の 19 節病院事業会計医業外収益他会計補助金 1,648 万 9,000 円の増額及び同じく他会計負担金 743 万 9,000 円の増額は、公営企業繰り出し基準対象経費の精査に伴い計上するものです。</p> <p>31 ページに移ります。</p> <p>6 款 1 項 3 目農業振興費の 19 節経営体育成支援事業費補助金 630 万円の減額は、事業不採択により減額するものです。</p> <p>40 ページをごらんください。</p> <p>40 ページの 10 款 2 項 3 目学校建設費の 15 節木ノ下小学校非構造部材耐震改修工事費 5,813 万 5,000 円の追加は、国の補正予算により繰越事業として実施するため追加計上するものです。</p> <p>このほか各款にわたって計上しておりました増減は、事業の完了または執行見込み額の精査によるものです。</p> <p>次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻りまして、3 ページをお開きください。</p> <p>1 款 1 項町民税の減額、それから 2 項固定資産税の増額、それから次の 4 ページに移りまして、3 項軽自動車税の増額は、収入見込み額の精査によるものです。</p> <p>7 ページをごらんください。</p> <p>15 款 2 項 5 目教育費国庫補助金の 4 節小学校防災機能強化事業費補助金 2,053 万 6,000 円の追加は、歳出の教育費における木ノ下小学校非構造部材耐震改修に係る国庫負担分として計上するものです。</p> <p>11 ページをごらんください。</p> <p>18 款 1 項 1 目ふるさと応援寄附金 570 万円の増額は、収入見</p>
--	---

		<p>込み額の精査により計上するものです。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金6,508万円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため計上するものです。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>14ページの22款1項3目教育債の3節小学校施設非構造部材耐震化事業債3,870万円の追加は、国の補正予算で実施する繰越事業に対応し計上するものです。</p> <p>また、5目の消防費における百石第4分団拠点施設整備事業債2,630万円の減額及び同事業債（緊急防災・減災事業）3,500万円の増額は、町財政の負担が軽い緊急防災・減災事業の活用期限が延長されたことを受けまして、当該事業を活用するため計上するものです。</p> <p>このほか各款にわたって計上しております増減は、収入見込みの精査によるものです。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。47ページ、それから48ページをごらんください。</p> <p>47ページ、48ページは給与費明細書になっております。こちらは人件費に係る今回の補正予算の内容を反映させたものになります。</p> <p>それから、49ページをごらんください。</p> <p>49ページについては継続費に関する調書です。こちらは多目的ドーム整備事業の令和元年度年割額の減額を反映したのものになります。</p> <p>51ページから53ページをごらんください。</p> <p>こちらは債務負担に関する調書になります。議会広報印刷製本業務委託料のほか4件の事業の追加を反映したものとなります。</p> <p>それから、55ページ、56ページをごらんください。</p> <p>こちらは地方債に関する調書になります。歳入における町債、それから歳出における公債費の予算の補正に伴い、その内容を反映したものとなっております。</p> <p>それから、57ページから60ページについては補正予算の主な内容になっております。審議に当たっての参考資料としてたゞいまいご説明申し上げました内容のほか、主要な経費等の個別説明について掲載をしております。</p>
--	--	---

<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入全般について質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第5号）に関する説明書3ページから15ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p> <p>12番。</p> <p>7ページの国庫補助金の2目1節の社会福祉費補助金でもって、プレミアム付商品券の事業費の補助金、これが大幅に減額となっておりますが、新聞なんかでも非常に低調に終わったというふうな記事が出ておまして、何ゆえこのような結果になったのか。本来ならばこれを使用する人たちはかなりのメリットがあるはずなのですが、私たちには案内が来なかったものですから、利用の仕方ありませんけれども、当局としてはなぜこういうことになったのか、どのように考えていらっしゃいますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>ご質問にお答えします。</p> <p>まず、当初の積算でありましたけれども、対象者、二パターンありまして、低所得者と子育て世帯、3歳半未満の子供を持つ世帯になります。低所得については当初5,000人を見込んでおりました。子育てのほうについては800人を見込んでおりました。実際、申請を受付をしたところ、低所得については1,510名、子育てのほうについては大体予定どおりの749名ということで、全部で2,259人となっております。</p> <p>大体低所得のほうは3割ぐらいで低調に終わっているのですが、これはおいらせ町だけではなくて全国的にそういった傾向にあったということで聞いておりますし、私たちのほうでも言われたのが、あの手続が面倒だという、1回申請をして決定をした後もう1回、購入の際は郵便局に委託をしましたけれども、郵便局に行って購入</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>すると。あと、そういった方が多かった、それからそういう1冊当たり4,000円で5,000の商品券になるのですが、その4,000円も出せないというような声も聞かれておりましたので、そういったことが影響したのかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番。</p> <p>そのようなお話は、やはり新聞なんかでも出ておりました。それで、手法として、上のほうからこういう手法でやってくれというのであれば従わざるを得ないわけですが、本当にメリットがあることを利用させてあげようとか、そういうふうな思いというものは伝わりませんね。何かやはりもっと別な形でもって、もっとやりやすいようにとか、そういうふうな思いを持ってもよろしいとは思いますが、いかんせん自治体にそれが任せられていない以上、これは不可能なことなのかなと思いますけれども、政府のほうも考えないといけないと思うのですが、町としてもこのような結果に至ったことに対して、やはり県なり、また国なり、そういったものに働きかけをしていくというようなお考えはあるのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>まず、当初国のほうから来たのが、1回の通知で行ってくださいというような形で来て、それに従って1回だけ通知をして事業を実施したところですが、そういったこともあって、低調に終わったのも原因の1つかなというふうに思っております。</p> <p>当初はその2回目、3回目という再通知も考えたのですが、補助対象にならないということから断念をいたしました。今回はこの令和元年度で事業が終わりますので、次回こういった事業がある際に向けては、県のほうにもやり方を考えるように申し入れすることは考えていきたいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、8番、平野敏彦議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野です。</p> <p>それでは、6ページの14款の総務手数料のところの個人番号カード再発行手数料1とあります。1,000円ですね。1,000円を提案するというのはどういうふうな意味かなというのがまず一つ。</p> <p>それから、個人番号通知再発行手数料14万4,000円収入を見込んでおりますけれども、今現在、私が新聞で見ると、非常にこの個人番号の再発行が少ない、全国的に見ても新聞に出ていたけれども、想定外の数値だというふうなことで載ってしまっていて、この活用の仕方をいろんな形で、今度は保険証がわりとかそういうふうなので見直しをしていかなければだめだというふうなことでありますけれども、現在、当町ではどういうふうな、パーセンテージどのぐらいで、男女、多分女のほうよりも男のほうが多いかなと思っておりますけれども、この比率とかそういうふうなのがありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。</p> <p>7ページのところのプレミアム付商品券は柏崎議員が今質問しましたけれども、やはり制度的な仕組みが非常に理解しにくいというふうな部分については、やはり行政側のほうも手を1つ変えて指導しながらやることによって、町の消費拡大にもつながっていくんじゃないかというふうな思いがしますけれども、ちょっとこの辺、国の制度そのものの部分で終わってしまっているのかなというふうな思いがあります。もう一考、この町民のために意を酌んでもよかつたんじゃないかなというふうな思いがあります。</p> <p>それから、次、9ページのところですがけれども、16款の県補助金の総務費補助金のところですがけれども、市町村元気事業補助金33万3,000円減額になっておりますけれども、これも市町村元気事業については、たしか6月の補正予算で計上されてあって、自然保護プロジェクト事業とか、青い森鉄道とか、あるいは上十三の定住自立圏とか、そういう項目ありますけれども、これらの部分がそうすれば、全てが消化できなかったのか。この部分について説明をいただきたいと思っております。</p> <p>それから、11ページのふるさと応援寄附金570万円、これは今この時期でいつごろこういうふうな形でこの570万円、何件ぐらいあってふえてきたのか。これをお聞かせいただきたいと思っております。</p>
-----------	-----------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>以上です。</p> <p>町民課長。</p> <p>では、ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、個人番号通知カードの再発行手数料、それから個人番号カードの……失礼しました、歳入6ページ、総務手数料の個人番号通知カードの再発行手数料と、それから個人番号カード再発行手数料、それぞれ増額した原因ですが、2つとも当初については発行枚数が見込めないということで科目設定、両方しております。上のほうの個人番号通知カードの再発行手数料については当初1万円、それから個人番号カードの再発行手数料については当初、こちら1万円というふうに、両方1万円で見込んでいたところでした。</p> <p>ところが、上のほうの個人番号通知カードの再発行手数料については、現在228件再発行ということで伸びております。この通知カードの再発行については、実際にマイナンバーカードの申請の際にこの通知カードが必要になるということから、伸びている状況になっております。</p> <p>ちなみに今、今年度の状況です。例年であると、200枚から300枚、交付枚数が推移しているところですが、恐らく政府のPRもしくはマイナンバーカードが健康保険等に使用されるというふうな報道を受けて、実は今年2月末現在で463枚と大きく今伸びてきている状況になっておりますので、それを踏まえて今、個人番号の通知カードの再発行手数料が伸びているというふうな状況になっているかと思えます。</p> <p>加えまして、個人番号カードの再発行手数料ですが……失礼しました、こちらのほうは当初2件で1,600円ですので、1が立っていきまして、こちらは今1加えまして2,000円分と、補正後は2,000円というふうになります。こちらのほうは単純にマイナンバーカードを既に持っている方が再交付ということで、たまたまこちらのほうは今4件分上がってきていきまして、1枚当たり800円ということですので、3件で2,400円分ということになります。</p> <p>それから、先ほどもちょっと触れましたが、マイナンバーカードの交付枚数、今年度は463枚とお話ししたところですが、これま</p>
-----------	---------------------------------------	---

		<p>での交付のトータルになりますが、3,014枚交付となっております。こちらのほうは町民の約12%となっております。</p> <p>先ほどもお話ししましたが、伸びている要因といたしましては、健康保険料ということに使用される、それからその他の状況も加味して、交付枚数が伸びているものと思われます。</p> <p>それから、男女比というふうなちょっと話があったかと思いますが、申しわけありません、こちらのほうは集計には含めておりませんでしたので、男女比については、後日によければ、多分ちょっと集計作業をしなければならないと思いますので、後で個別にお知らせしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>プレミアム商品券について、一考あったほうがよかったんじゃないかということでお答えをしたいと思います。</p> <p>先ほど柏崎議員のほうにも通知1回というお話をしましたけれども、それ以外に町の広報、それからホームページ等を利用して周知を図ったところですが、結果的には余り伸びなかったということで、その件については反省をしたいなというふうに思います。ただ、今年度についてはもう事業が終了見込みということで、先ほど申しましたとおり、今後このような事業がある際は、国・県と協力しながら申請者がふえるような形で実施をしていきたいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、9ページの16款2項1目県市町村元気事業費補助金のことに関して答弁いたします。</p> <p>こちらは県の地方創生関係の補助金になりまして、補助率3分の2のものでございます。歳出事業の減額に合わせて今回歳入のほうも減額するものであります。</p> <p>参考までに、対象となる歳出の事業ですが、ページが飛んで33</p>

		<p>ページになります。</p> <p>33ページ、7款1項2目商工業振興費19節の負担金のところに、八戸圏域海外販路拡大支援事業費負担金50万円減額になっております。この50万円の歳入分3分の2が33万3,000円になりますので、その分の歳入の減ということになります。</p> <p>ご質問のもう1点目、歳入の11ページ、18款1項1目ふるさと応援寄附金の関係でございます。いわゆるふるさと納税の関係であります。昨年度より納付が大分伸びてございます。直近の2月末の実績で、1,756件、金額にいたしまして2,130万7,000円ということになってございます。</p> <p>それに対して予算のほうですが、当初予算が1,300万円、12月補正で2,230万円、1,560万円でありますので、見込み等を加味しながら、今回570万円増額補正するものであります。これまでの現計で2,100万円ということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>6ページのところで、町民課長から簡単に、確認しますけれども、個人番号通知カード再発行になっていますけれども、これはマイナンバーを持っている人が今の新カードに移行するというふうなことで理解をされているのか。簡単に。これがこういうふうに変わりますよとか、紛失して再発行ではないと思いますので、このところをひとつよろしく、もう1回お願いします。</p> <p>それから、ふるさと応援基金は1,756件、2月末であるんだと。12月以降、12月でも補正をしていますよというふうなことです。それ以降の主な、このふるさと寄附金の、例えばこういうふうなのが目立って寄附がありましたとか、例えば返礼品がいいから評判がよくてふえたとか、このふえた要因というのはわかりますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>では、ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>個人番号通知カードの再発行手数料と、個人番号カード再発行手</p>

		<p>数料という2つの項目がありますが、先ほどお話しされたのは、個人番号カードの再発行手数料になります。一応こちらのほうの考え方は、基本的にはマイナンバーカードそのものへとりあえず交付を既に受けたということ、受けておまして、やはりその方が基本的には紛失したので、これを再発行したときの手数料という形になります。</p> <p>逆に、上のほう、個人番号通知カード再発行手数料になります。この通知カードというものが、多分皆さんもまだもしかしたらちょっと手続されていない方もいると思うのですが、一番当初にはがきか何かで一緒に通知カードというのが送られていったかと思えます。それが皆さん、申請手続の際に必要なになります。これがふえているというのが、先ほどもちょっと触れたのですが、健康保険証になりますよとか、それぞれの健康保険組合からちょっと指導があったりしている部分もあります。そういうことでつくりたいなということが、つくりたいなという町民の方がふえているという形になって、その際にこの通知カードがないですよというふうに話をすると、こちらのほうで再発行して、この手数料分をいただいているというふうな形になっているものです。</p> <p>以上になります。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>ふるさと納税の関係についてご説明いたします。</p> <p>ふるさと納税につきましては、全国的に伸びている傾向でございます。当町につきましては、昨年度からになります。ふるさと納税だけに特化したポータルサイト、民間が運営しているポータルサイトがありますが、そちらを昨年度から2カ所ほど利用することによって、大分伸び率が高くなっております。昨年度もその前に比べて伸びましたが、今年度も昨年度に比べてまた伸びている状況でございます。</p> <p>要因としましては、まず1つがそのポータルサイトの利用が挙げられます。もう一つとしましては、お礼品の関係です。現在36品目ほど当町でお礼品を出しておりますが、随時見直し等もして追加等もいろいろ考えながらやっております。特に蜂蜜が結構人気があったり、あと時期的なものであります。漁協さんの</p>
--	--	--

答弁

西舘議長

政策推進課長
(成田光寿君)

		<p>ほうにお願いしたホッキガイ等をお礼品の中に取り込んでやっている状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>一言、会議録を作成するのに、質問するときは何番と言ってから発言するように。会議録を作成するのにちょっと支障があるそうですので、よろしく申し上げます。</p> <p>8番。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>最後、マイナンバーのところだけちょっと確認させてください。個人番号カードはマイナンバーで、通知カードというのは今の新しい制度のもの、私この前、申請したんですよ。窓口からもらって。それで発送したのですけれども、私は全然そういうふうなのを持っていなくて、初めて申請したのですけれども、それはどれに当たるのですか。今窓口で用意してあるのは、通知カードに当たるのですか。それとも、個人番号カードに当たるのですか。そこをちょっと確認したいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長 町民課長 (澤頭則光君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>申請の際に持ってきたカードということかと思えます。それについては上段のほうの個人番号通知カードになります。恐らくちょっと小さいサイズのカードになっているかと思えます。それで、わかりづらいので、個人番号カードというのは、実際に申請した後使えるマイナンバーカードは、下のほうの個人番号カードになっております。</p> <p>以上となります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を受けます。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明書17ページから30ページになります。 質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。</p> <p>8番です。 17ページの2款1項1目委託料のところですが、施設管理業務委託と公用車運転業務委託が減額になっておりますけれども、この原因といたしますか、何で減額になったのか。予算どおり、安くなったのか、これ1つお願いします。</p> <p>それと、19ページのところで、町活性化対策費で地域おこし協力隊報酬が132万8,000円減額になっています。これについては昨年の6月議会で地域コミュニティ活性化のために1名設置するんだというふうなことで提案がされて、補正で認めたわけですが、何でこれが減額になったのか、説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、21ページですが、企画費の定住対策促進のところ、実際に定住促進助成が240万円、それから移住支援事業費補助金が400万円減って、トータル的には160万円が減額になっているわけですが、この中身を1つ、人的な移動があったらその中身をお知らせいただきたいと思います。</p> <p>あと、27ページですが、地域介護・福祉空間、このグループホームエアコンというのはどこを指すのか、これを説明していただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>施設管理の部分になりますけれども、委託料自体が減額になった要因という形になります。基本的には、今回は本庁舎、分庁舎一緒に施設管理、管理しておりますので、結果としては入札的に下がったというのが大きな要因になっていると思います。</p> <p>あと、公用車の委託料に関してみると、公用車はちょっと独特な契約を行っておりまして、常に運転手の方、配置している部分と、あとそれから時間外とか休みのとき出てきている分で、料金設定が違います。一概には言えないのですが、昨年もそうですし、</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p>	<p>ことしもそうなのですけれども、一般的には金額が落ちてきておりますので、要因といたしましては、もしかすると時間外とか休日の出動するのが少なくなったのではないかと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、私のほうから19ページの地域おこし協力隊員報酬の減額の件でご説明をいたしたいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどご指摘があったように、地域コミュニティということで、主に町内会ですとか、そういった団体が解決できない課題を解決するために町内会に入って、その課題を聞き取ったりですとか、あるいはいろいろと意見をいただいて、それを解決する手段をいろいろ模索しようというふうな目的の地域おこし協力隊員ということで募集をかけております。</p> <p>実際に4回募集をかけまして、7月と2月に募集をかけた募集の際に、1人ずつ応募がありました。どちらも採用に至らなかったのですが、町のほうでいろいろと採用するに当たってのいろいろ審査項目がありますが、それを審査した結果、該当するその点数まで至らなかったという部分と、あと全体的、総合的に勘案して、実際に地域おこし協力隊員等配置になった場合に、そういうコミュニティの部分で担っていけるかという部分をいろいろ踏まえまして不採用になったということで、今回8カ月分ということで想定していた8月から3月までの分ということで減額させていただいたということになります。</p> <p>この事業につきましては、来年度以降もまた継続して地域コミュニティの協力隊員を募集するというで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>21ページ、2款2項5目定住促進対策費の19節の関係でございます。定住促進助成金と移住支援事業費補助金、2つについてご質問がありました。この制度2つありますが、全く別のものござ</p>

		<p>います。</p> <p>まず、定住促進助成金のところは議員もご承知のとおり、平成30年度から実施しています転入者向けの新築に対する助成金、基本額で50万円助成しているものでございます。こちらが当初予算、12月補正でも増額いたしました、不足する見込みであります。件数が伸びておりますので、3月補正予算で増額計上するものでございます。</p> <p>その下、移住支援事業費補助金といいますのが、国のほうで制度設計をいたしまして、県補助金でやっているものでございます。簡単に言いますと、東京圏のほうから地方のほうへ就業、それから起業等をする場合、就業であれば1人当たり100万円助成するというものでございます。当初予算で4人見込んで400万円を計上いたしました、実績がなかったため400万円丸々減額計上するものでございます。</p> <p>関連しまして、歳入の県補助金のほうも減額しております。歳入のほうでは9ページになります。9ページの16款2項1目総務費県補助金のところ、移住支援事業費補助金300万円の減額になっております。こちらは県補助金300万円そのまま減額です。4分の3の県補助事業となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について説明をしたいと思います。</p> <p>59ページをごらんください。予算の主なものの59ページ、上から3行目になります。グループホーム等のエアコンの設置ということで、社会福祉法人奥入瀬会の特別養護老人ホーム阿光坊の郷がまず1つ、それからもう一つが、医療法人仁泉会のグループホームわたぼうしというところの2つの事業所のエアコン設置費の補助金になります。なお、この補助金については全額国庫補助の事業であります。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西舘議長</p>	

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>申しわけございません。先ほど公用車の部分のお話をしていましたが、基本的には入札は県が主になっておりまして、あと時間外のほうの分も幾らか減っているという形になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>17ページのほうは、今総務課長が一部訂正をして理解をいたしました。</p> <p>それから、19ページのところでは、地域おこし協力隊、これまでも何回か募集してきておりますけれども、やはり私は何を期待するのか、それがちゃんと明確でないと、応募するほうも、ただ物見遊山的な形で応募しているのか、今このふるさとのほうにこういうふうな形で張りついているのを、この前テレビで、NHKがやっていたけれども、唐桑、宮城県のですね、あそこには大学卒の方が何人か入って、それがまたさらに自分たちがいろんな地元の人と交流をしてイベント等を仕掛けて、それがまたその大学の連中が来て、そういうふうな交流事業をする、いろんなこう、漁業とかそういうふうな船の、今まで活用されていなかった商品化をしたり、いろんなこう、あるのですけれども、うちのほうの場合は、この何を求めるのか、この期待するのか。町内会のその課題解決といいますけれども、私はこういうふうなので地域おこし協力隊員が魅力を感じるのかなというふうな思いがありますよ。</p> <p>やはり八戸もそうですけれども、例えばワインづくりとか一定の目的があって、その中で自分がその力量を試される、また試すんだというふうな、そういうふうなものがなければ、ただの事務補助的な部分での募集というのは、来るほうに対してもちょっとこう、町の思いが伝わらないのではないかなというふうな思いがあります。</p> <p>私だったら、例えば農業関係ですと、地場産品の野菜とかそういうふうな商品化、出荷できないものを使った6次産業化を図るとか、漁業であれば、サケとかホッキを使った、いろんな意味で6次産業化を図る目的を持たせるとか、そういうふうなきちとした目的意識を持って、町が期待するのはこれですよというのを出すことによって、応募してくるのもいろんな意味で、気持ちをぴしっとしたも</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>のを持ってくるのではないかと思います。</p> <p>ですから、この辺を来年も募集するというふうな考えでありますけれども、私の言っていることを意を酌んでひとつ対応していただければと思います。</p> <p>あと、21ページのところの移住・定住のところについては、やはり移住支援というのは、当町で働ける場所が本当にあるのかといったときに、今見たら、八戸以外は東京から来てそれだけの生活保障ができるような民間企業がないというふうなことを裏返せば言っているんじゃないかなというふうな思いがするわけですよ。</p> <p>やはり町としても今の企業誘致なりそういうふうなものも進めて、首都圏からでもこの企業に来て働くんだというふうな思いのある企業とかそういうふうなものも張りつけるような取り組みをしていかなければならないんじゃないかなと思いますよ、私は。そうでなければ、せっかくそれだけの行政措置があっても活用されないわけですから、この辺をひとつ検討して一考、作戦を練ってほしいなと思います。</p> <p>あと、27ページのところでは、グループホーム、100%で施設に今設置しているというふうなことで、これを見れば、古いほうの施設じゃなくて、新しいほうの施設に、阿光坊の郷もまだ建ってから幾らもなっていないわけですけども、私はもっと古いほうにこういうふうな施設を助成したほうがいいんじゃないかと。特に新しいほうはいろんな形で設備があるわけで、古い施設をみますと、夏場なんかはもう余りクーラーも効いていないところに高齢者の人が集まっている部分が見受けられますので、これらの部分というのは、いい意味で活用して、いや、こういうふうな施設のほうを優先的に町は進めたいというふうな思いを伝えられるかどうか、これもひとつ聞かせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>地域おこし協力隊の関係と移住支援事業費補助金の関係について答弁いたします。</p> <p>地域おこし協力隊につきましては、全体的な調整を政策推進課の</p>
-----------	------------------------------------	--

	<p>ほうで行っております。地方創生の計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも地域おこし協力隊の受け入れのところを載せているわけでございます。ただ、全国的に地域おこし協力隊の受け入れ状況を見ますと、もうピークを過ぎてやや下降ぎみなところもございます。</p> <p>あと、当町に限ったことでいいますと、三大都市圏と非常に転出元の条件がかなり厳しくなっております。都市地域になっている関係上、そういった制限もあって、なかなか募集もうまくいかない状況であります。</p> <p>議員ご提案のさまざまな分野での活用であります。確かにこれまでの議会の中でも何度か質疑でやりとりしてございます。地域おこし協力隊の活用の際しても、一応移住交流だけでなく、地域づくり、それから産業の分野でも農林水産業、それから観光であったり、ブランドであったり、さまざまな分野での活用を想定してございます。</p> <p>ただ、この活用に当たりましては、それぞれ事業の担当課、受け入れする事業の担当課との事前の調整とか協議とかが必要になってございますので、まだ全然やらないわけではなくて、それぞれの課と受け入れ可能かどうか探っている状況でありますので、議員ご提案を受けまして、改めてまた各関係課と協議等、受け入れできるのかどうか、活用できるのかどうか、協議していきたいと思っております。</p> <p>それから、2つ目、移住支援事業費補助金の関係であります。実はこの制度設計そのものがややハードルが高いような形になってございます。国のほうで大前提である制度設計をして、県でさらに地方創生交付金をもらうがために計画をつくって基準もつくっております。企業もどこでもいいわけではなくて、県のほうでつくっているマッチングサイトというものがありますが、そちらのほうに登録した企業でなければならないという条件等もありまして、なかなか活用が進んでいないのも実態でございます。</p> <p>実際、今年度の青森県の実績を見ますと、40市町村ほとんどのところで活用しておりますが、実績としては7市町村、7件のみということでなっております。大きい市部でも企業はいっぱいありますが、実際1人ぐらしかいないという状況であります。</p> <p>この辺の状況を踏まえて、県のほうにも来年度以降も続く事業でありますので、それなりに活用ができるようなものを考えているか</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 介護福祉課長 (田中淳也君 9)</p>	<p>と思いますし、こういう現状というものを当町でも県のほうに伝えていきたいと思ってございます。</p> <p>以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、エアコンの整備の古い施設に優先的にということで質問がありましたけれども、確かに私もそういうふうに思いますけれども、実際の手続上、国から通知が来まして、それを各施設に整備の希望があるかどうかを取りまとめをいたします。実際、今回の2施設については、2施設からのみ希望がありまして、それをそのまま国のほうに要望を出したということになっておりまして、これについては希望する法人でなければなりませんので、町がここの施設をやりますということにもいきませんので、法人等の要望も見ながら、うちのほうも優先順位をつけて国のほうに申請をしているということになります。</p> <p>繰り返しますけれども、今回は要望が2つあって、2つを上げて2つが採択になったということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>先ほどの課長の答弁、地域おこし協力隊ね、これはやはり私は町長の意をちゃんと酌んで、町長がこういうふうな形で進めるといったら、関係課の協議なんていうのは、私は次だと思いますよ。政策的にちゃんとやるというような町長の思いがあったら、それを具現化するのが担当課じゃないですか。それを下のほうで先に、関係課と協議する、だったら限られてくるんじゃないですか。そういうふうな発想だと私はだめだと思いますよ。</p> <p>やはり町長はこれだけの予算をとって人を採用する、じゃあ町長はどういうふうな思いで言っているのか、ちゃんとそれを聞いて、それを形にしていけばいいのではないですか。下のほうの根回しというのは次ですよ。事務段階でそれを対応すればいいわけですから。その考えをちゃんと変えてもらいたいというふうなことで終わります。</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>まずもって、果たして手法として、下から上がってくるのを、ああ、いいよ、やれと言うのがいいのか、やりたくなくても私はこう思っているからこれをやりなさい、失敗してもいいですからというわけにもいかないのです、これは上下バランスよく話し合いしながら決めていけば、私はそういうほうが良いと思っています。</p> <p>自分の思いはいっぱいありますけれども、それを無理強いするのは果たして、職員が納得してくれればいいのだけれども、無理強いということはしないと思いますので、そういう部分ではやはり何とこののですか、ボトムアップとこののですか、そっちのほうから上がってきたのを私より長くここにいて経験しているわけですから、そういう部分でこういうのを募集しても多分来ないでしょう、だめでしょうというような部分を担当課では相当練って募集をかけているはずですよ。</p> <p>ところが、ことしも2人ばかり応募があったようですし、東京にも募集をかけて派遣していますけれども、何ていうのですか、あれ、集まるその面接とかそういう部分で行って来て、応募してくれているのですけれども、実際に面接するとなかなか町の意に沿った人が来てくれないというの、報告も受けていますので、なかなかこれはうまくいかない。</p> <p>しからは、働く場あるいは町の特産として農家の産物がいっぱいあるのですけれども、あるいは漁協のホッキとかサケもあるのですけれども、なかなかそういうのは、体が汚れるのが嫌だとか、あるいは何とこののですか、別なお菓子つくりたい、いろんなことをやりたい、料理をつくりたいという、おいらせ町でなくても都会でもいっぱいそういう募集があるという部分もあって、これはなかなか難しいので、私の手法とすれば、やはり職員たちが検討して、この人を、こういう方を募集したいという部分では、それをじゃあ応募してみろとか、募集してみろというほうが、うまくいくようではないかなと思っていますので、何でもかんでも俺の言うことを聞け、私の言うことを聞けというわけには、私の性格からいって、性分からいっても難しいのではないかな。やはり職員を、何ていうのですか、自尊心とか、傷つけないように頑張らせたいと思っています。</p>
-----------	-----------------------------------	---

		<p>ますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。1時間以上経過しておりますので、暫時休憩いたします。5時10分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後4時59分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後5時10分)</p>
	西館議長	次に、13番、西館芳信議員。
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>13番、西館です。時間が押し迫っている中、極めてシンプルな質問ですけども、19ページ、町民バス、あります。ここで450万円計上されています。これはその理由と、全体として幾らだったかということですね。</p> <p>そして、今回、午前中でしたけれども、町長の諮問機関の中で地域公共交通会議というのができて、次、路線だとか、それから運行時間を審議するということになれば、この会議でもって話し合うというふうに解釈してよろしいでしょうか。そして、もしそうでしたら、これは何ていうかな、上のほうから何となく見おろしているような感じなのだけでも、地域の利用者としての意見はどういうふうな形で、このメンバーの中に、それを吸い取るつもりでしょうか。そこをお聞きします。</p>
	西館議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	<p>町民バスの関係で2点ご質問いただきました。</p> <p>まず、1点目、経費の関係でございます。町民バスの運行委託料につきましては、当初予算で3,217万4,000円、今回450万円を追加しまして、合わせますと3,667万4,000円になるわけなのですが、この町民バスの契約の仕方につきましては、単価契約で行っております。その単価も税別になりますが、平日と休日でそれぞれ単価が違います。3台走らせています。それから、運転手の経費、バスの運行経費等々を合わせてですが、平日1日当たり11万5,000円、休日につきましては10万9,000円で、それに対して年間の日数等を掛けて委託料がでるわけでござい</p>

	西館議長	<p>ます。</p> <p>毎月、月締めでその月ごとの実績から運賃収入等を引いた分を委託料として町からお支払いしているわけではありますが、これまでずっと支払った結果、当初予算では足りなくなる見込みであるため、残りまだ2月分がこれから請求が来ます。それから、3月分が4月に来ますので、それらを加味したところ、当初予算では足りなくなるため、今回450万円を追加するものであります。例年、大体3月補正で不足分を増額補正しているところでございます。</p> <p>それから、2点目が、今後の交通見直しの関係でございます。附属機関の中で公共交通会議をご提案して議決いただいたところであります。その構成メンバーの中にも、町民であったり、町民バスを利用する者等の参画も入っておりますので、人数は限られますが、そういった方たちを入れて、その町民、利用者の声を聞く機会も図ろうと思っておりますし、あとはたしか澤上議員からのご質問でも答弁いたしました。地域ごとに説明会、それから懇談会みたいなものも考えてございますので、そういった中で見直しについての意見等をいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>全体的な作業日程を言いますと、今年度、専門業者のほうにお願いをして実態調査であったり、それから今後の交通体系の提案等をいただくことにしておりますので、それをもとに来年度になりましたら、当課のほうで具体的な方向性を絞り込みいたしまして、それができ上がりましたら、附属機関である公共交通会議であったり、それから地域のほうに出向いて説明会等を行いながら、来年度1年間かけて方向性を決めて、当然、議員の皆様にもご説明したいと思っております。</p> <p>手続的に公共交通会議の諮問答申、さらにはデマンド交通ももし入れるとなりますと、受け入れする事業者との調整等もあります。それから、十鉄のバス事業者との調整もありますし、今度は八戸圏域との絡みもあります。そういった諸手続を経ることによりまして一定期間、時間がかかりますので、令和4年4月からの導入を見据えて今、いろいろ作業をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p>
--	------	--

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館です。</p> <p>なるほど今の説明で、運用、運行の対応、そして意見の吸い上げの手法、大変よくわかりました。私、なぜこういうふうな質問をしましたかという、先般、それこそ政策課長とちょこっとこの件についても話をしました。そして、課長がどんなにこの問題について腐心しているかということもよくわかりました。</p> <p>どんなに最大公約数的に政策を打っても、やはりおらんどのためにはよくないと、なぜにこうしたんだというふうな、時間的な、あるいはルートのな不平不満が出がちでして、我が甲洋地区を走って、午前10時から11時の間走る町民バス、おいらせ病院まで行くと、それがなぜ藤ヶ森のほうまでかかって、そして無駄な時間、いや、その乗る人についてはね、かけなくてもいい時間をかけて、そして帰りはほかのほうまでぐるっと回ってきて帰らねばならないと。中には藤ヶ森の人の、頭に来て、はあ乗らねえとかってしゃべっているとかと、そういうふうな話が、今回は複数いただきました、私自身はですね。</p> <p>しかし、そういうふうなことを言われてもなというふうには思いましたが、この話は単に披瀝するというだけで、ああすればいい、こうすればいいという解決策は、そのすばらしい良薬はないわけでありまして、何とか次にこのことを念頭に置いて、対策につなげていただければということで、特に答弁はよろしいですので、ありがとうございました。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>次に、2番、澤上 勝議員。</p> <p>2番。</p> <p>簡単にストレートに聞きますけれども、18ページ、2款4目の財産管理費の中の25の積立金でありますけれども、当初組んでいてまた上積みということではありますが、非常によろしいかと思うのですけれども、この金額について何か根拠がたしかあったのか、なかったのかの確認と、最終的に決算でまた上積みする予定があるのか、ないのか、その点。</p> <p>それから、バスについては先ほど西館さんが聞きましたので、28ページの3款民生費の2の児童措置費の中で扶助費、子どものための教育・保育給付費が裏のほうの説明にはついてはいますけれども、</p>

答弁	西館議長	<p>当初からある程度わかっているものなのですからけれども、三千幾らふえたという、その中身を簡単にでいいですからご説明お願いします。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、2款1項4目の財産管理費の公共施設整備基金積立金のご質問についてお答えいたします。</p> <p>こちらは当初で積んでいたものに、さらに今回増額するものであります。当初で見込んでいたものにつきましては、原資が県の核燃税取扱交付金をその積み立てするものでございました。それはもちろん使い道はある程度特定した上で積立額を決定しているものでございます。当初の段階です。ね。</p> <p>今回増額する4,617万2,000円につきましてはの考え方なのですけれども、これは実は、昨年まで3月補正で5,000万円、3月31日専決で5,000万円積み立てしておりました。一般財源分1億円毎年積み立てしていたということを踏まえて、今後どうしようかという話を検討しました。今まで毎年1億円積み立てしている、その1つの目標が、令和7年度の統合庁舎の建設でありました。</p> <p>その財源として必要だということで毎年、実質赤字が生じている中、毎年1億円積み立てしていたものなのですからけれども、ただし、今回ご承知のように、統合庁舎建設に係る計画の委託料について補正予算で落としました。令和7年度まで統合庁舎をつくるという、必ずしもそういうことではないという今状態になっていますので、無理して1億円を積み立てなくてもよいと。ただし、そのほかの公共施設について、老朽化対策についてまだ具体的にどのような部分を直していこうとか、どのような部分を大規模改修していこうかといったような具体的な金額はこれからになります。</p> <p>ただし、必要なことは絶対間違いがないので、今までやっていた1億円から今年度公共施設の維持補修に要した費用を引いて、その残った額、4,600万円余りを後年度のために積み立てしておこうというふうの方針を転換しまして、ことしから実行するものであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	町民課長。

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>澤上議員の質問にお答えいたします。</p> <p>28ページ、3款2項2目扶助費の子どものための教育・保育給付費、なぜ上がったかという質問になりますが、冒頭のほうで財政管財課長のほうからも説明がありましたが、公定価格上昇分というふうに説明しております。この公定価格上昇分になりますが、単純に言うと、国の単価が上がったという形になります。この国の単価なのですけれども、なぜ上がったかという人事院勧告、まず人件費分の上昇分を見込むわけなのですけれども、この影響を受けて単価が改定になっておりましたので、その上昇分として見込んでいるものです。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>どうも丁寧なる説明ありがとうございます。特に今財政課長のほうの説明、統合庁舎について今、ちょっとストップしているという多分状況だと私は確認をしておりますけれども、県内でも合併して、つがる市とか南部町も今基礎を打っていますので、そういう形で、どっちにしろ、ある程度早目の答えをどう町で持っていくか、これは町長さんをお願いですけれども、やはりスピード感を持って、計画の見直ししても5年の延長で令和12年が本当のタイムリミットだと思うので、積み立てできる分はしながら両輪で進めていただきたいと思います。</p> <p>以上です。答弁は要りません。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 15番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>26ページの3款民生費の中の区分の19なのですが、町民生委員、児童委員協議会補助金がマイナス115万6,000円になっていますけれども、これはなぜそのようになったのか、マイナスになったのか。現在、民生委員の数が足りているのかどうか。それから、平均年齢が何歳ぐらいになっているのか。それを教えていただきたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、民生委員の補助金についてですけれども、民生委員の任期が3年になっておりまして、令和元年11月30日で一度任期が切れております。慣例で研修費として1人当たり3万円の補助金をいただいております。1人当たり3万円の研修費をいただいておりますが、55名に対して参加が26名ということで、その分減額になっております。</p> <p>それから、今回の任期、12月1日からの任期におきまして、今11人が欠員となりました。今、その後に推薦会で4名推薦をしております。実質7名の欠員になりますけれども、その11人の欠員が出た関係で月割の活動費を減額をしているのが、減額の理由となります。</p> <p>平均年齢については、結構年齢はいつているかと思っておりますけれども、ちょっとここに資料を持ち合わせておりませんので、後で榎山議員のほうに報告をしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (榎山 忠君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>15番。</p> <p>この間、新聞に投書があつて、何か民生委員の、我が町の方からの投書で、余り民生委員のなり手が無いというふうな話が出ていましたので、民生委員は児童委員でもあります。そういうことから考えると、第4次のおいらせ町子どもと家族応援プラン、または今後の高齢化福祉にも影響すると思われるので、早い対策をして十分な委員を確保していただきたいと、そういう要望をしておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第4款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第12款公債費までの質疑を受けます。</p>

質疑	15番 (檜山 忠君)	<p>説明書31ページから45ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番。</p> <p>31ページなのですがすけれども、6款の農林水産業の関係ですが、やはりここも区分の19負担金の問題で、野菜価格安定事業補助金3,000円とあります。また、野菜等産地力強化支援事業補助金、マイナスの56万3,000円とありますけれども、まずはこの定価安定の補助金で3,000円は、これは何に使われたのか。そして、この強化支援事業補助金というのは、これは何に使われるものか。これを教えていただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長 農林水産課長 (赤坂千敏君)	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、野菜価格安定事業費補助金のほうですけれども、これは生産者が直接農協または全農を通して対象市場に出荷した野菜の平均販売価格が著しく低落した場合に、県、そして市町村、連合会及び生産者があらかじめ積み立てた資金を取り崩して補給金として交付するものの原資となるものであります。昨年、野菜の低落が大きくて、今回も野菜農家の皆さんのほうに、一種の保険であります。その分の保険料の分というふうなことになります。</p> <p>次に、野菜等産地力強化支援事業費の補助金の減額ですけれども、今回対象者が4名ほどありました。実際には産地の生産力の向上と販売力を強化するというので、農協あるいは認定農業者に対して助成するというもので、国の補助となっております。農機具の購入に充てるもので、これが精査した結果、この分減額となったということになります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	<p>15番。</p> <p>この安定化事業、価格の安定事業の3,000円というふうなのが保険代ということですが、このほかに保険代はどれぐらい支払わ</p>

答弁	西館議長 農林水産課長 (赤坂千敏君)	<p>れているのですか。これ、3,000円がまさか保険代として支払われているのですか。</p> <p>それから、強化支援事業の補助金というのは、機械とかそういうふうなものの関係、これは野菜農家だけに限定した補助なのでしょうか。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほどのこの野菜等価格安定事業に関しては、県が50%、あとJA50%、その50%の中には、生産者40%、町が10%負担して助成基金を積み立てて、その中で例えば低落したときに、野菜の低落があったときに、野菜農家の皆さんにお支払いしていきましようということで、町の負担分として3,000円を計上したものであります。</p> <p>あと、野菜等産地力強化支援事業補助金に関しましては、これは県の補助でありまして、その農機械・機具の4分の1を補助しております。対象者は、農協あるいは認定農業者等に交付しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	<p>15番。</p> <p>昨年の野菜の低価格というふうなことで大変困っているような状況にあると思います。だけれども、これより、3,000円より出していないということは、そのほかの分でその困った方々が報われていると考えればいいのでしょうか。</p> <p>それから、機械のほうの助成については、やはりそれだけ価格が安定しないために買うゆとりがなかったというふうなことにもなるかなと、そういうふうに思いますけれども、そこら辺はどんなものなのでしょうか。</p>
答弁	西館議長 農林水産課長 (赤坂千敏君)	<p>農林水産課長。</p> <p>大変説明がまずくて申しわけございません。野菜等安定価格事業に関しましては、今まで造成してきたものが足りなくて、その分を</p>

		<p>また補充したということになります。</p> <p>あと、産地力強化支援事業に関しましては、先ほど答弁を漏らしました。野菜農家に対して、そして農協あるいは認定農業者に対して、農機械・機具を購入した場合に助成しているものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>今の農林水産課長の質問にちょっとだけ補足いたします。</p> <p>野菜価格安定事業費補助金については、補正要求、補正額が3,000円となっておりますけれども、これはもともと当初予算のときに1万9,000円、当初予算措置されておまして、それを執行していく上で予算が不足を生じたというので、3,000円を今増額するといったようなことになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、6番、田中正一議員。</p> <p>大変時間が押している中で申しわけないのですが、32ページの6款農業水産業費ですけれども、この使用料及び賃借料、百石漁港内仮施設土地占用料マイナスの1,000円となっておりますけれども、これはどのような、入るところの土地なのか、漁港にですね、それと、33ページの漁港整備費、これもマイナスの268万5,000円となっておりますけれども、これは負担金、補助及び交付金となっておりますけれども、この内訳をちょっと教えていただければと思います。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、田中議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、百石漁港内の仮施設の土地占用料の件でございますけれども、漁港内にある漁具庫と、それから電柱の占用料として、本来の9万1,000円、当初予算でとっておりましたけれども、その分精査したもので、1,000円の減ということになっております。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (田中正一君)</p>	
答弁	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p>	

		<p>次に、漁港整備費の関係ですけれども、これに関しては強化事業、それと保全事業、これのトータルの工事費が減額となったために、減額したものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>この百石の漁港、私はこれ何回も言って、また言っているのですけれども、これいつまで、この工事がですよ、続くのか。これ、何か話を聞くと、県のほうからもちろんお金も出ているそうですが、出ていると、こう書いてあるのですけれども、いつまでの工事で、この町に払い下げというのは、今度はこれを維持していくということになるのは、これはいつごろからおいらせ町で持っていかなければならないのか。その辺でちょっとわかっている範囲内で教えていただければ。これが本当なのか、町にもおりてくるというのが。県の補助がなくなるのでしょうか、もう少したてば。あと何年かすれば。そこのところをちょっと教えてください。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>6番 (田中正一君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>わかる範囲でお答えさせていただきます。</p> <p>本来、これまで工事してきたしゅんせつと、あと南防波堤・北防砂堤等の延伸ですけれども、これは平成27年度から始めまして、31年度、令和元年度で一旦終了しております。ところが、漁港内の砂、しゅんせつに関しては、県のほうともいろいろ、あと漁協ともいろいろ協議しておりますけれども、やはり川がそのまま隣にあるということで、しゅんせつは、砂とりは、もうこれはずっと続けていかなければならないというふうな協議はしております。</p> <p>そして、令和2年度は、しゅんせつはそのまま続けながら、南防波堤、さらに北防砂堤・防波堤の延伸についてもまだしっかりとした、流砂が多いものですから、その辺の工事に関しても県と協議しながら、まだ工事に関しては延伸も含めて、令和2年度は調査・研究しながら、設計も含めて県のほうもまだまだ事業を進めていきたいということを伺っております。</p> <p>何年先に、県からこちらのほうに、漁港自体が移譲されるという</p>
	<p>西舘議長</p> <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p>	
<p>答弁</p>		

質疑	西館議長 6番 (田中正一君)	<p>ふうなことは伺っておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>県のほうで続けていくとなるのであれば、まだこれもあれなのですけれども、これを町に払い下げにして、町のほうで責任を持ってやらなければならないとなれば、これがおいらせ町にとっては、洋光台よりもひどくなると思うんですよ、私は。船が1隻も入っていないんですよ、きのうも行って見たのですけれども。何も入っていないところに何千万かん千万何億とかけているわけですよ。</p> <p>私は余分な話をするかもわからないけれども、道路だば、庁舎だば町の負担も相当、これは出していると思うんですよ、そのときから。もう少し考えてやっていかないと、これは漁港が悪いんじゃないですよ。当初の設計の見積もり、あの川口地区のところ海水も調べないでやったということが、私は一番の理由だと思うんですよ。これからどれぐらい沖に出すのだから、それはわかりませんが、ちゃんとしたはあもうこれでいいぐらいにして、県のほうからもやってもらえるようにしてください。まず持ち出しはないようにひとつよろしくお願いします。</p>
質疑	西館議長 13番 (西館芳信君)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。1点だけお願いします。</p> <p>38ページが一番下のほうに、海外交流受入事業負担金というのが31万9,000円減額になっております。これについて、この事業の詳細と、それから何で31万9,000円が減額になっているのか。</p> <p>それから、もう1点確認したいのは、その下の外国語指導助手渡航費用負担金、この渡航費用が云々ということではなくて、この外国語指導助手というのは、小中学生に対する英語教育のためにいる人たちであって、国際交流には何にも関係ありませんよねということを確認したいです。</p> <p>そして、もう1回上のほうに戻りますけれども、海外交流という</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>ことについては、私は企画政策課の所管であるというふうに思っています。何でもここで教育委員会のほうに出てきたのか。そこもあわせてお知らせ願えればというふうに思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、海外交流受入事業費負担金の部分でございます。これは今まで行っておりました、六戸町と行っておりました中学生の海外派遣、昨年度で終了ということになっておりましたが、昨年度行った子供たちがお世話になったホームステイ先の方たちがことし来るということで、そこまではご一緒に町も負担金を出して、それを還元しましょうということのお金でございました。</p> <p>ただ、当初、約70万円くらいかかるんじゃないかという六戸町の見込みで半分程度、うちのほうもじゃあ負担しましょうということだったのですが、実際に来て、1世帯だけ受け入れになりまして、来たのが、お世話になった方が来て、受け入れたのはおいらせ町1世帯で、そこにかかる部分で3万円ということで、経費がかかっておりますので、残りの部分を減額したものでございます。</p> <p>そして、またALT、海外指導助手、おっしゃるとおり、小学校・中学校において英語教育等指導に当たって、先生方の補助・助手をしたり、さまざま指導をいただいているものです。直接海外交流、国際交流等でその業務に当たっているということではございません。議員おっしゃるとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>下段のほうはそれでよろしいです。上段のほうの海外交流受入事業費負担金というのが、これまでのASOの事業だというふうなことで、ああ、なるほどなどは思いました。そして、その一方で、ASOの事業がもうやめると、それから今、国際交流員を、もうこれもやめるというふうなことで、私自身、町の国際交流増進の一端を担う者として、非常にそら恐ろしいと、言葉としてですね、もうそ</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>こまで言ってもいいだろうと、そんな感じがしております。この時代に逆行する、こういう政策が平気でうたわれて、そして今までも教育長にも、じゃあこの代替の何か事業を考えていますかというふうに私は前にも質問したけれども、いまだにそういうふうなのは一つも見られないというふうな思いであります。</p> <p>この辺のところを、町がいろいろな財政の状況でもって、ものをやめるのはいいことなのだけれども、例えば新年を祝う会であっても、私、商工会の人にも聞きました。確かに町は、それこそこういう審議会だか何だかわからないけれども、こういう人たちに相談して決定しましたと言うけれども、肝心の直接の事業関係者である我々には何にもしゃべっていないで、一方的に独断で決定して、それを突きつけてくるんだよというふうな、はっきりそう言っていました。そして、その思いは私も同じです。</p> <p>こういう国際交流事業が、それこそ方向性を変えるとき、それはやはりそこに参画している、一生懸命やっている人たちに対して、少しぐらいの相談、そういうものがあってもいいのではないかとというふうな思いがします。そういうことがなされずにこういうことがばんとやられているというようなことで、非常に抵抗を覚えます。副町長、町長のこれについて、あるいは教育長もですけども、答えていただければというふうに思います。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>国際交流のことについて今、いろいろとご意見・ご指摘等いただきました。事務事業評価の関係で、議員全員協議会のときもご説明いたしました。国際交流員ですね、国際交流事業じゃなくて国際交流員のほう、今年度をもって廃止するというところでございます。</p> <p>当課としましては、国際交流事業そのものはインバウンド等もありますので、昨今の情勢を見ますと、決してないがしろにしているわけではなくて、逆に重要性が増すものと思っております。</p> <p>ただ、現在の国際交流員を活用し切れていない状況にあります。現在の国際交流員、年額で240万円ほど人件費をかけて置いておりますが、実態としてどのような動きをしているかといいますと、ほとんど幼稚園・保育園等に出向いて英語指導・英語教育のほう</p>
-----------	---	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>主となっております。</p> <p>昨今、多文化共生というものもあります。本来、国際交流といいますと、そういう英語指導等もありますが、それ以外に日本に多くの外国人がどんどん来ておりますので、多文化教材、いろんな文化交流事業等もしなければいけないなと思っております。</p> <p>例えばおいらせ町に住んでいる外国人もたくさんおりますので、その方たちに日本の文化を教える、逆においらせ町に住んでいる外国人の方々が在住している日本人に文化を教える、そういった交流事業等もいろいろ仕掛けていきたいと思っておりますが、いかんせん現在の国際交流の動きの中ではなかなか難しい部分がありました。実際、何回かプランニングもいたしましたが、本人1人だけでの企画・立案・運営まではいけないのが実態でございます。町職員が8割、9割やらないといけない状況でありまして、そうであれば町直営でやったほうがうまく事業そのものもいくのではないかということで、そういう判断をしたものでございます。</p> <p>さらには、防災訓練等にも在住の外国人等参加していただいて、そういったこともいろいろ考えていきたいと思っております。</p> <p>繰り返しになりますが、決して国際交流事業を来年度以降やめるというものではなくて、町直営でいろんなものを考えながら展開したいと思っております。確かに、国際交流協会のほうに今回の件、事前にいろいろと、事前の説明・協議等をしていないことは反省したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>A L Tのことと、それから海外派遣にかかわることについてのお話をさせていただきます。</p> <p>昨年度をもって海外派遣が終了ということになりました。それで、海外派遣に係る、中学生の海外派遣に、そのかわる事業ということで現在、そんなに大々的にやっているわけではないのですけれども、ことしで、今年度であれば、木ノ下中学校を会場に3人のA L Tの協力を得て、そして百石中学校、そして下田中学校のほうの子供たちに来てもらって、アメリカのコマーシャルを見ながら、自分たち</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>も英語によるCMづくりをする事業を行っております。それによって異文化理解というのですか、国際交流のほうにかわる事業ということで、中学校のほうは行っております。</p> <p>あわせて、ALTとの協力、活用という言葉が正しいかどうか分かりませんが、ALTとの協力によって、小学校のほうの英語教育のほうの推進も務めております。小学校のほうの英語担当者あるいは中学校のほうの英語担当者による集まり、英語教育推進協議会というものをつくって、小学校のほうの英語におけるALTの活用のあり方等についても勉強会を開いて、異文化理解のあり方等についても実践をしているところであります。</p> <p>確かに海外派遣を取りやめることについては、前にも私、教育長になったときも最初にお話したのですが、その中学生海外派遣、実際に引率して2回連続行っていたこともあって、そしてあちらのほうの担当者のほうが私のうちに来て泊まったり、その娘さんが泊まったりしたことを考えると、非常に私自身も非常にちょっと寂しいものを感じてはいるのですが、それにかわるものということで、何とかいろんな形で進めていきたいなと思っていますし、ことしは、今年度はそういう形で行っていました。</p> <p>来年度はまた、今度はもう一つの百石中学校あるいは下田中学校を会場に、また形を変えながらALTと一緒に協力してやっていきたいなと思っていますので、ご理解をいただければなと思っています。</p> <p>以上であります。</p> <p>次に、総務課長。</p> <p>先ほど新年を祝う会のお話が出ておりましたので、若干ご説明させていただきます。</p> <p>11月20日の日に、商工会の事務局長、あとは私、あとは総務課の担当職員、3人でお話し合いをさせていただきました。双方のほうでまず事務局長さんからも理解を得た上で、双方じゃあこのまま、じゃあ取りやめにいたしましようということで同意が、合意ができております。</p> <p>それを、合意ができた後に、今度皆さんのほうにどう周知いたしますかというものを、商工会はどこの部分でどういうふうに連絡で</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>きるか、総務課のほうは総務課のほうでというふうにやっていくのかというのを、今度は双方協議いたしまして、最後にこれは皆さんの会費で行っていただきましたので、通帳の中に幾らかの残金が残っております。残金のじゃあお支払いは結果的には折半にするという形で、その残った残金に関してはお互い、町と商工会のほうで折半で分けて収入として入れましょうという形で、一応商工会とは合意をした上で行っておりますので、一応ご報告しておきます。</p> <p>以上になります。</p> <p>13番。</p> <p>商工会のほうまでそういうふうな丁寧な答弁、予想しておりませんでした。それを聞きまして、私も言いたいのですが、確かにそうすると、商工会内部での意思疎通がうまくいかなかったというふうなことになるわけですが、それはそれでいいと思います。</p> <p>町長を本当に支持する、あるいは町の状況を憂いて、ことし町はこうであればいいなというふうな思いを持ちながら、町長がどういふふうな年頭の挨拶をするだろうというふうな思いを持って、町とともに歩みたいと、1年間歩みたいというふうな思いを持って集まっている人たちが、私はほとんどだと思ふ。それを働き方改革がどうだこうだと、それでもってやめてしまうというのは、全く理解できない。</p> <p>例えば私も一人一人の人生だって、山あり谷あり、そして苦しいときがあつて、それを頑張って乗り越えることによって、平穏なときの、ああ、幸せだな、幸福感があるのであつて、ただ毎日ルーティンワーク、決められたものをやればこれで終わりだと、そんな職責の中で皆さん、いいの。町のためにきょうは本当に苦しいけれども頑張ろうと、そういう思いがあるのかをえってそいでいるんじゃないですか、というふうには思ふますよ。</p> <p>働き方改革が何だか、それも何も勉強はしていないのだけれども、私自身は、私たちの時代の、俺も公務員として晩げの11時、12時まで連続してそれこそ働いたけれども、そういう時代のことを言ってもあれだけれども、ちゃんとそれはそれで仕方のないことだ、県民のために頑張らなきゃならないというふうな思いの中で、それがあつたからこそ勤まらなくて首になつても、ああ、自分の青春は</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>こうだったということで語れるものがあるし、どうですか、皆さん。本当に情けないと私は思います。</p> <p>それから、そのASOの事業に関しては、キタリー市、そしてメイン州、こういうところの最高の場所を選んだ、たったそれだけで私はもう評価している。アメリカの独立戦争、アメリカの歴史を何も覚えているわけでもなんでもないのであるけれども、ちょこっと読めば、ちょこっと勉強すれば、ここはそれこそアメリカの歴史の中でどういうところであって、なるほど中学生、高校生たちにここから出発させたいという、もうそういう思いがこみ上げてくる土地だ。そういう長年の先輩たちがそういうところを選んでやっているのを、それを簡単に切り捨てると。その辺本当に理解がいかないです。</p> <p>もう1回町長、そこをどういうふうにか考えるのか聞きたいです。</p> <p>町長。</p> <p>まずもってASOの交流の件は、私が聞いている範囲ですと、私が町長になる前に取りやめているので、当事者ではありませんけれども、聞いている話ですと、キタリー州の仲立ちをした方々が高齢、あるいは亡くなって、向こうからやめてほしいと来たから、そしてそれを六戸が口伝えにうちのほうにいかがですかと来たということでやめたというようなことを私は、そういうふうに理解しております。</p> <p>それから、もう一つ、新年を祝う会も西館議員の認識とは少し違うような部分があります。と申しますのは、役場の職員、大体100名前後は毎年参加するそうですけれども、役場の課長連中あるいはその関係者方が行って、それを除く、要は商工会関連ですと、半数に満たないぐらいしか毎年参加しない、そして参加する方々も毎年ほとんど同じ顔ぶれだということですね。できればそれこそ抱負を語る、あるいは新年を祝うのであれば、毎年新しい人が、あなたはどこから来たのですか、今度おいらせ町に住んでくれてありがとうというような顔ぶれであれば、大変続ける意味もあったのでしょうか、毎年同じ方々のような顔ぶれです。名簿もたしか控えているので、それを見させてもらっているのですけれども、そういう部分で、西館議員が言っている部分と、ちょっと理解がずれている部分もあるのかなという気がしております、どうしても職員の</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>負担もありますし、町の情勢もあるかもしれません。そういうことだけでなく、果たしてやっている意味があるのかなということも内部で検討した結果、商工会と相談したらどうですか、失礼しようということで、そういうふうが決まったと理解しております。</p> <p>そして、またそれと同じことがやはりことしで終わりになります。ほら吹き大会も、毎年顔ぶれは同じ、おいらせ町に来てただ笑わせる、あるいはそういうことをして同窓会みたいな、同期会みたいなことをして、町外の方々がそういう活躍をしていっている、果たして町内から出てくれる人が少なくとも、このほら吹きの意味があるのかな、あるいはまた優勝される方々が常に三、四人で、3回目だ、4回目だというふう、優勝を競い合っているのですか、そういう、果たしてそれでまちづくりの当初の思いが伝わっているのかなということで、当初の10年ぐらいでいいんじゃないかというのが23回ですか、そこらまで進んでいるということも、何ていうのですか、私も古い人間ですけども、時代が動いている中において、それを歴史があるからといってどこまでも続けなければならないのかなと、少し考え直す時期に入っているのではないかなということで、ほら吹き大会はやめたということもご理解いただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
	西舘議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>8番です。</p> <p>私は29ページの衛生費、資源ごみ箱設置費補助金に関して……。</p>
	西舘議長	<p>済みません、31ページからです。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>ごめんなさい。33ページの漁港整備について、先ほど田中議員も質問していますけれども、私はこの機能強化とかそういうふうな部分、それから漁港があって生計をしている人もあるわけですから、やはりそういうふうなものをきちっとしたデータをつくって議会にも説明してほしい。お互いに共通理解をしなければ、同じことを繰り返しているわけですから、何のために漁港整備をしなければなら</p>

		<p>ないのか、それから漁業者がどういうふうな状態になっているのか、そういうふうなものもぜひ行政のほうから議会のほうに資料提供してほしいというふうに私はお願いをしたいと思います。</p> <p>それから、33ページの7款のところですけども、商工振興費のところの19節地域空き店舗活用支援事業が100万円減額になっています。これは、これまで計画したものがなぜこういうふうな形で100万円浮いてしまったのか。この中身について説明をいただきたいと思います。</p> <p>あと、教育費のほうの39ページ、それから41ページまでの小学校・中学校費に絡んで、教育長が帰ってきましたので、ちょっと1点だけ確認をしたい。</p> <p>私は新聞紙上を見ますと、子供たちの第6回こども絵画コンクールとか、それから第9回東奥児童展・書道展とか、いろんな小学校・中学校の応募作品等が新聞に出ます。これまで見て、私はおいらせ町の小中学校がこれに参加していないのかな、作品を出していないのかなというふうな疑問を感じるくらい、入賞者がありません。これは学校が出さないのか、出しても入賞できないのか。この辺、教育長が把握しているのがあったら、私にお聞かせをしていただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、平野議員の33ページ、7・1・2ですね、商工費のところの地域空き店舗活用支援事業費助成金100万円の減額についての中身のご説明をいたします。</p> <p>当初100万円として1件分の申請を予定しておりましたが、100万円を予定していましたが、実際に活用する事業者が、空き店舗を活用して開店はしました。これは一川目にあるインドネシアの料理とか物産を扱っているお店になりますけれども、改装費も多額にかかったのですが、支出の要件、補助要件の中に、営業日数週5日以上というのがありまして、そちらのほう、子育て等のかかわりもあるので3日に限定したいと。もらえなくてもいいので、その開業日数は多くしたくないと。あと、商工会への加入についても、できればかわりについてそういうのはまだ入りたくないということで</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>したので、ちょっと加入要件に該当しないということで支出をしな かったという経緯があって、今回、予定した100万円の支出に至 らなかったというものです。</p> <p>以上です。</p> <p>教育長。</p> <p>ご質問にお答えをいたします。</p> <p>結論から言うと、どこの学校がどの展覧会あるいはそういう作品 の募集に応募しているかは把握はしておりません。各種募集要項等 は教育委員会を通して各学校に通知・発送はしています。直接また 学校にいろんな団体からそういう応募についての書類は行っていま すけれども、具体的にどこにどの学校が応募しているかは申しわけ ないのですが、把握はしておりません。</p> <p>確かに議員のお話のとおり、ほかの市町村が入賞しているとい うところについても、おいらせ町がなかったりするもの、私も目にし ています。もちろん全くないわけじゃないのですが、応募している 学校もあります。ということで、申しわけないですが、把握はして おりません。</p> <p>それで、学校の状況をお話ししますと、特に中学校のほうは、実 は美術の免許教科者がいない学校が多くなってきております。なぜ かというと、授業時数の関係で、全ての教科をそろえられなくなっ ているところもあって、美術の専門家がいるところは応募者が多く なるのですが、免許外で持っているところについては、どうしても やはり応募者が少なくなっている状況もあるということで、小学校 についてはまた若干違うのですが、申しわけありませんが、結論か ら言うと把握はしておりません。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>空き店舗のほうは私も一川目町内というふうなことであれば、週 3回、最初は土日だけだったと思うのだけれども、それがそういう ふうな要件に満たないというふうなことであれば、理解をいたしま す。</p>

		<p>あと、教育長の答弁では、幼稚園・保育園のほうは、結構入賞しているんですよ、私が見ると。なぜ小学校・中学校にそのまま上がって行って、その同じ人でなくてもですよ、そういうふうな件数が全然ない、出てこないのかなと。見れば、書道塾とかそういうふうなのもありますし、ただ絵だけはそういうふうな部分というのはないので、本当にこう見て、学校が出さないからかなというふうな、私はそういう理解をしたのですけれども、教育長が把握していないというふうなことです。私はやはりそういうふうなものは、子供たちにいろんな機会を与える意味でも、やはり働きかけをして、ぜひ少しずつでも入賞することによって、子供たちにいろんな目標、そういうふうなものが生まれてくると思いますので、ぜひ取り組みを強化してほしいというふうに要望して終わります。</p>
質疑	<p>西舘議長 7番 (日野口和子君)</p>	<p>ほかにございませんか。 7番、日野口和子議員。</p> <p>7番、日野口和子。 先ほど平野敏彦議員がおっしゃっていましたが、私もこの件に対して非常に残念に思っております。なぜかという、少年少女文芸大会というのを東奥日報さんでやっておりますし、全国の日本歌人クラブでも少年少女ジュニア短歌大会、全国大会というものもあります。その中で、かつて私、中学校にも校長先生に、小学校のほうにも校長先生に直接お願いした経緯もあります。そして、またその前には、さらにその前には、木ノ下中学校でも2年間、短歌を指導していたことがあります。だけれども……。</p>
質疑	<p>西舘議長 7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番議員、何ページですか。</p> <p>今平野議員、小学校の。39ページ。済みません。続いてこう言っているものだから、済みません。 ですから、そういうことでお願いしても、なかなかいい返事が返ってこないの、でも中学校のときには小林先生という女性の方、古文の先生がいて、そして栗村先生という保健所の先生もいましたもの、その先生方2人がぜひとも短歌をということでやってきました。そして、すごくいいんですよ。披露もさせても、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>私たちもとてもじゃないけれどもかなわないぐらい。</p> <p>ですから、ぜひとも毎年やっています。少年少女東奥文芸大会というの。毎年やっていますし、全国大会もやっています。それで、ぜひともそういうことに参加させて応募させてもらいたいんですよ。ことしも小学校、1年から3年、4年から6年、そして中学の部、高校の部、私は高校の部も受け持ちましたけれども、だからぜひとも参加させてほしい。</p> <p>かつてうちの今、今度中学に上がる孫が小学校3年のときだと思えますけれども、全国大会にお願いしたのですけれども、学校の先生にお願いしたけれども、出ないから、勇人君、おまえさん1人だけでもいいから出してくれよと言って、それで出したら優秀賞もらいましたし、だから可能性はあるんですよ、皆さんに。すばらしい才能を持っている人たち、このおいらせにいっぱいいますから、ぜひとも参加させてほしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>大変ありがとうございます。2人の議員から学校教育のほう、いっぱい心配していただきました。</p> <p>まず、校長先生たちといろいろ協議はしていきます。が、ただし、学校のほうでは、そういう活動は必ず行っております。例えば短歌にしても俳句にしても川柳にしても、国語の時間で取り組んでいますし、それから町のフェスティバルのほうにも絵画の展覧はずっと続けております。各学校からですね。文化祭等でもちゃんとそれに合わせて絵画もそろえていますし、あるいは習字・書道なんかもいつものとおり行っております。ただ、そのいろんなところに出品するかどうかについては、また、まず校長先生たちの考えもありますでしょうし、担当者の考えもありますけれども、できるだけ子供の芽をつぶさないようにというか、何か育てるような形で一緒に考えていきたいなどは思っていましたので、大変ご心配ありがとうございます。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第6款から第12款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書から地方債に関する調書までの質疑を受けます。</p> <p>説明書47ページから56ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書から地方債に関する調書までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。演壇にてお願いします。</p>
	<p>13番</p> <p>(西館芳信君)</p>	<p>本議案に賛成の立場から討論させていただきます。</p> <p>賛成の理由、ちょっとこういう場でしゃべるのもあれなのですが、本案件について部分的に、あるいは条件つきで賛成することとか反対することができない、全部では私は本当に良好な案だと思っておりますので賛成はしますけれども、そういう意味も含めて、私が質問したところで町長の答弁というのは、極めて私はどうもネガティブだなと。もう少し、ああ、こういうことでやめたいとか、こういうふうな今問題があるんですよということになったら、それを一旦受けとめて、これは前にも言ったけれども、じゃあこうしましょうか、ああしましょうか、役場としては人も出します、金も出します、こういうやり方があるでしょうというふうなことでもって、例えばほら吹き大会でも何でも、そういうふうな、どうも役場全体が職員のほうも、副町長、町長のそういうふうな予算節減ということをそんたくし過ぎてそういう方向に走っているということは、極めて残念でならない。</p> <p>特に教育については、ソフト部門、本当に子供たちに夢を持たせて将来に、私たちとのその世代と世代の良好な関係を保っていくために、ソフトの事業を大いにやりましょうよというふうな風潮が今のところ見られていないというふうなことが残念でなりません。</p> <p>それから、例えば国際交流員であっても、結局、町は教育部門、</p>

		<p>幼稚園だとか小学校で国際交流事業員、特に幼稚園ですか、ばんばんやって、それは教育部門であって、国際交流部門でなかった。国際交流部門に関しては、英会話教室、その事業員がやって、もう引きも切らぬ、それこそ希望者があって、特に八戸方面、三沢方面からも初級の人たちがもう定員の理想の数の、7人、8人あれば、その3倍も4倍も来ていたというふうなことで、ああ、私たちの町はこういう面では先進的に頑張っているというふうな思いを持っていましたけれども、それらがもう断ち切られてしまったというふうな、部分的に残念なことはありますけれども、全体的に良好な提案であったというふうに思いますので、賛成いたします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>ほかに討論ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西舘議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第16号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩いたします。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>(休憩 午後6時18分)</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後6時19分)</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>お諮りします。 本会議における本日の議案審議については、議案第16号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてまでとし、議案第17号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての審議は、明日引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本会議の議案の審議はそのように取り扱うことに決しました。</p>

日程終了の告知	西館議長	これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	西館議長	明日の本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。
延会宣告	西館議長	<p>本日の本会議は、これで延会とします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後6時20分)</p>
	<p>事務局長 (小向正志君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>